

特定個人情報保護評価書(全項目評価書)

評価書番号	評価書名
4	県税賦課徴収事務 全項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

青森県は、県税の賦課徴収に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

- ・番号制度に関する税務上の措置として、地方税の申告書、申請書等の税務関係書類に個人番号の記載を求める措置が講じられており、青森県は特定個人情報を保有することになる。
- ・青森県(財務部税務課及び各県税事務所)は、県税の適正かつ公平な賦課及び徴収の実現を任務としており、県税の賦課徴収に関する事務を行うに当たって税務電算システムが利用されている。
- ・税務電算システムは、申告・納税の事績や各種情報を入力することにより、県税の賦課徴収に関する情報を一元的に管理するとともに、これらを分析して税務調査や滞納整理に活用するなど、税務行政の根幹となる各種事務処理の高度化・効率化を図るために導入されたコンピュータシステムである。
- ・税務電算システムについては、青森県情報セキュリティ基本方針及び青森県情報セキュリティ対策基準に基づき、情報セキュリティ対策の具体的な手順等を定めた情報セキュリティ実施手順を作成し、定期的又は必要に応じて情報セキュリティ監査及び自己点検を実施する等により、情報セキュリティ対策を講じている。

評価実施機関名

青森県知事

個人情報保護委員会 承認日【行政機関等のみ】

公表日

項目一覧

I 基本情報
(別添1) 事務の内容
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目
III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策
IV その他のリスク対策
V 開示請求、問合せ
VI 評価実施手続
(別添3) 変更箇所

I 基本情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	県税の賦課徴収に関する事務
②事務の内容 ※	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例又は特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律による県税若しくは特別法人事業税の賦課徴収又は県税若しくは特別法人事業税に関する調査(犯則事件の調査を含む。)(に関する事務並びに地方税法等の一部を改正する等の法律(平成28年法律第13号)附則第31条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第9条の規定による廃止前の地方税法特別税等に関する暫定措置法による地方税法特別税の賦課徴収又は地方税法特別税に関する調査(犯則事件の調査を含む。)(に関する事務を行う。 【主な内容】 1. 納税義務者等の申告等に基づき、税額の決定、納税通知書の送付等を行う課税事務 2. 県税徴収金の収納・還付・充当、納税証明書の発行等を行う収納事務 3. 督促状等の送付、滞納整理等を行う滞納管理事務 ※詳細は、「(別添1)事務の内容」を参照
③対象人数	[30万人以上] ＜選択肢＞ 1) 1,000人未満 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上

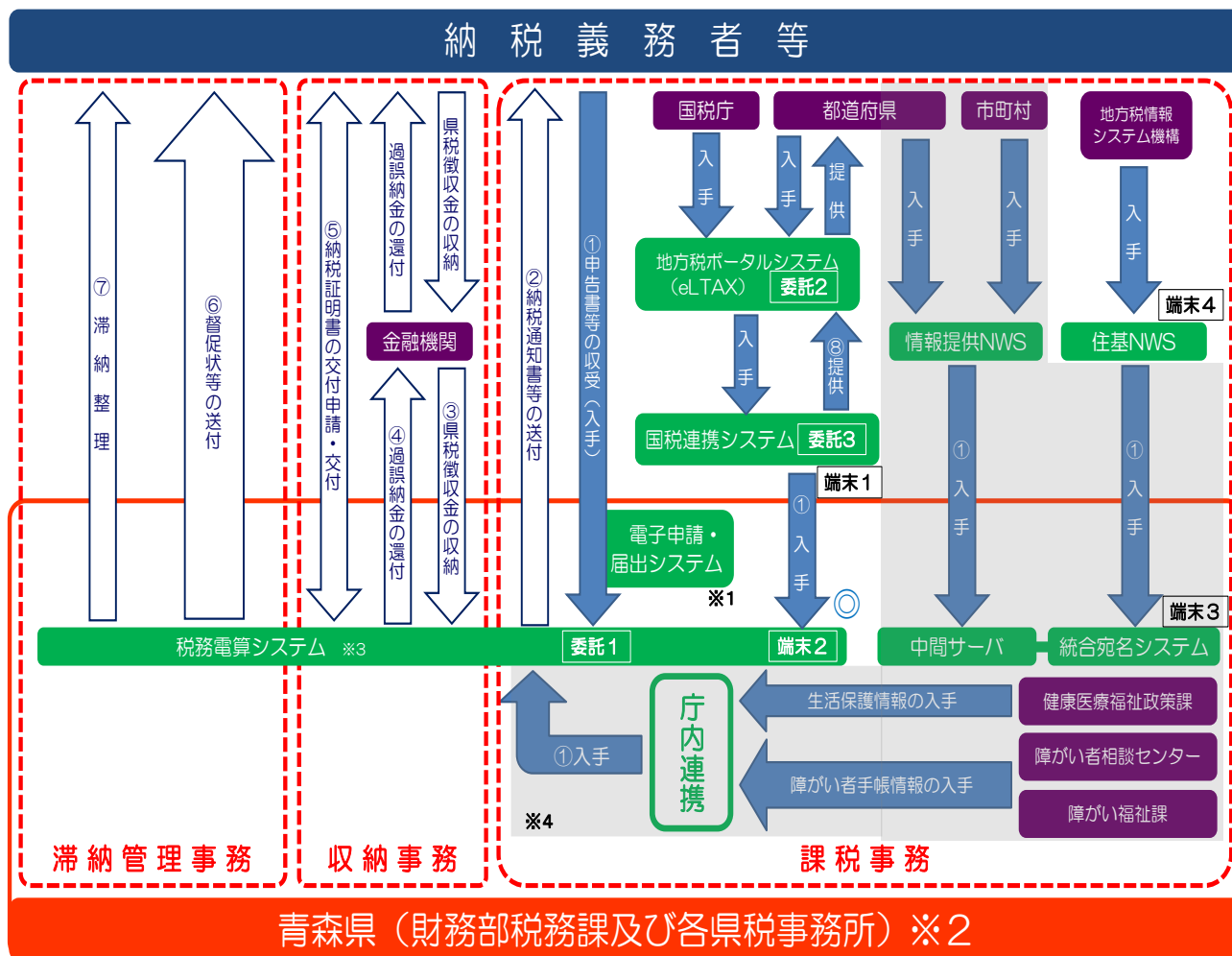
2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム

システム1	
①システムの名称	税務電算システム
②システムの機能	県税、特別法人事業税及び地方税法特別税(以下単に「県税」という。)の賦課徴収に関する電算処理を行うほか、県税徴収金の滞納管理を行う。なお、電子記録媒体を通じ他のシステムと連携しており、直接は接続していない。 【主な機能】 1. 課税管理機能: 課税情報の入力・出力・検索、税額等の算定、納税通知書等の作成等 2. 収納管理機能: 収納情報の入力・出力・検索、納税額等の算定、納税証明書等の作成等 3. 滞納管理機能: 滞納整理情報の入力・出力・検索、督促状等の作成等 4. 宛名管理機能: 宛名情報(個人番号を含む。)の入力・出力・検索等 5. 共通機能: 帳票出力、利用者認証、利用履歴取得等 6. 分析機能: 滞納整理情報の集計、集計表等の作成等
③他のシステムとの接続	[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム [] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム [] 宛名システム等 [] 税務システム [] その他 ()
システム2～5	
システム2	
①システムの名称	国税連携システム(eLTAX)
②システムの機能	所得税の確定申告書及び修正申告書並びにこれらの添付書類(以下「所得税申告書等」という。)の地方団体への電子的送付(所得税申告書等のデータ連携)を行う。 所得税申告書等のデータ連携は、地方税共同機構が運営する地方税ポータルシステム(eLTAX)を通じて、国税庁及び各地方公共団体で行う。 【主な機能】 1. データ受信機能: 所得税申告書等のデータの取得・表示・検索等 2. 団体間回送機能: 所得税申告書等のデータを他の地方公共団体に回送
③他のシステムとの接続	[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム [] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム [] 宛名システム等 [] 税務システム [○] その他 (地方税ポータルシステム(eLTAX))

システム3	
①システムの名称	青森県電子申請・届出システム
②システムの機能	県に対して従来書面によって行われていた申請及び届出等の受付業務を電子化し、インターネットを通じて手続きを行う。 【主な機能】 - 電子申請機能: 本システムを利用した申請及び届出等の受理・審査等 - 申請書ダウンロード機能: 申請及び届出等に必要の様式の電子ファイルを掲載 - 様式作成機能: 本システムで行う申請及び届出等の入力画面の作成
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 宛名システム等 ☐ 税務システム ☐ その他 ()
システム4	
①システムの名称	統合宛名システム
②システムの機能	- 統合宛名情報管理機能 - 統合宛名番号を付番する。 - 統合宛名番号と既存業務システムの宛名番号とを紐付けて管理する。 - 氏名・住所などの基本4情報を統合宛名番号に紐付けて管理する。 - 業務システムと統合宛名番号、個人番号、基本4情報のメッセージ連携、ファイル連携を行う。 - 中間サーバー連携機能 - 符号取得要求ファイルの作成、基本4情報の送信、情報照会／情報提供、非電算業務 中間サーバー連携支援を行う。 - 住基ネット連携機能 - 住基ネットを利用し、最新の基本4情報で統合宛名システムを更新する。 - 真正性確認支援機能 - 業務システムから個人番号を受取り、真正性確認を行う。
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 宛名システム等 ☐ 税務システム ☒ その他 (中間サーバー)
システム5	
①システムの名称	中間サーバー
②システムの機能	- 符号管理機能: 情報保有機関内で個人を特定するために利用する「団体内統合宛名番号」と、情報照会、情報提供に用いる個人の識別子である「符号」を紐づけ、その情報を保管・管理する機能。 - 情報照会機能: 情報提供ネットワークを介して、特定個人情報の情報照会及び情報提供受領(照会した情報の受領)を行う機能。 - 情報提供機能: 情報提供ネットワークを介して、情報照会要求の受領及び当該特定個人情報の提供を行う機能。 - 既存システム接続機能: 中間サーバーと既存システム、団体内統合宛名システム及び住基システムとの間で情報照会内容、情報提供内容、特定個人情報、符号取得のための情報等について連携するための機能。 - 情報提供等記録管理機能: 特定個人情報の照会、又は提供があった旨の情報提供等記録を生成し、管理する機能。 - 情報提供データベース管理機能: 特定個人情報を副本として、保持・管理する機能。 - データ送受信機能: 中間サーバーと情報提供ネットワークシステムとの間で情報照会、情報提供、符号取得のための情報等について連携するための機能。 - セキュリティ管理機能: セキュリティを管理する機能 - 職員認証・権限管理機能: 中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。 - システム管理機能: バッチの状況管理、業務統計情報の集計、稼働状況の通知、保管期限切れ情
③他のシステムとの接続	☒ 情報提供ネットワークシステム ☐ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☒ 宛名システム等 ☐ 税務システム ☐ その他 ()

3. 特定個人情報ファイル名	
県税特定個人情報ファイル	
4. 特定個人情報ファイルを取り扱う理由	
①事務実施上の必要性	・番号制度に関する税制上の措置として、地方税の申告書、申請書等の税務関係書類（以下単に「税務関係書類」という。）に個人番号の記載を求める措置が講じられている。 ・このため、個人番号付きの税務関係書類を受付（收受）することとなり、受付（收受）した税務関係書類は、原本として保存することとなるため、特定個人情報ファイルを保有することとなる。 ・受付（收受）した税務関係書類は、税務電算システムに入力し、特定個人情報ファイルとして県税の賦課徴収に関する情報を一元的に管理する必要があるため保有する。また、税務行政の高度化・効率化や適正・公平な課税を実現するために、特定個人情報ファイルを分析して税務調査や滞納整理に活用する必要があるため保有する。
②実現が期待されるメリット	・番号制度の導入により、税務関係書類に個人番号が記載されることから、税務関係書類の名寄せや突合がより正確かつ効率的に行えるようになり、所得や資産等の把握の正確性が向上し、適正・公平な課税につながるものと期待される。 ・番号制度の導入により、住民基本台帳ネットワークシステムの利用が可能となるため、特例適用住宅等の取得に係る不動産取得税の減額申告手続等における住民票の添付を省略できるなどの納税者利便の向上につながる。
5. 個人番号の利用 ※	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。） ・第9条第1項 別表24の項及び133の項 ・第9条第2項 ・第9条第5項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令 ・第16条及び第72条 青森県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例
6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 ・第2条の表49の項 ・第51条
7. 評価実施機関における担当部署	
①部署	青森県財務部税務課
②所属長の役職名	税務課長
8. 他の評価実施機関	
—	

(別添1) 事務の内容



委託1：税務電算システム運用管理業務
 委託2：地方税ポータルシステム（eLTAX）運営管理業務
 委託3：国税連携システムのLGWAN-ASPサービス提供業務

端末1：国税連携システム端末
 端末2：税務電算システム端末
 端末3：統合宛名システム端末
 端末4：住民基本台帳ネットワークシステム端末

◎ 外部記憶媒体

特定個人情報の流れ
 業務の流れ

(備考)

- ① 課税に必要な情報を入力する。
 - ・申告書等の收受（青森県電子申請・届出システムによる申告書等の受付を含む。）
 - ・国税連携システムによる所得税申告書等の情報の入手
 - ・住民基本台帳ネットワークシステムによる4情報の入手
 - ・情報提供ネットワークシステム（庁内連携を含む。）による所得情報、生活保護情報及び障がい者手帳情報の入手
- ② ①により入手した情報に基づき、賦課決定を行い、納税義務者あて納税通知書等を送付する。
- ③ 納税義務者等が金融機関等に納付又は納入した県税徴収金を収納する。
- ④ 過誤納金が生じた場合は、当該過誤納金を還付する。
- ⑤ 納税義務者等からの納税証明書の交付申請に基づき、納税証明書を交付する。
- ⑥ 納期限までに納付又は納入がない場合は、督促状等を送付する。
- ⑦ ⑥により督促してもなお納付又は納入がない場合は、滞納整理（滞納処分、換価猶予等）を行う。
- ⑧ 国税連携システムの団体間回送機能を利用して、地方税ポータルシステム（eLTAX）へ他都道府県に係る税務情報を転送する。

※1：電子申請・届出システムは特定個人情報を含まない。

※2：文書及び媒体の保管・廃棄については、青森県（財務部税務課及び各県税事務所）において行う。

※3：県税特定個人情報ファイルは、税務電算システム内にのみ存在する。

※4：網掛け箇所については、本評価書公表現在には利用していないが、将来的に利用する可能性がある。（現在は、納税義務者等から申告書等により、必要な情報を入力している。）

Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
県税特定個人情報ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	システム用ファイル <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	10万人以上100万人未満 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	県税に係る納税義務者及び特別徴収義務者並びに県税に関する調査の対象者 その必要性 県税の適正かつ公平な賦課徴収の実現のため、納税義務者等の申告内容を帳簿等で確認するなどの税務調査を実施する際に、個人番号を利用するため。
④記録される項目	100項目以上 <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	・識別情報 [☐] 個人番号 [☐] 個人番号対応符号 [☐] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [☐] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [☐] 連絡先(電話番号等) [☐] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [☐] 国税関係情報 [☐] 地方税関係情報 [☐] 健康・医療関係情報 [☐] 医療保険関係情報 [☐] 児童福祉・子育て関係情報 [☐] 障害者福祉関係情報 [☐] 生活保護・社会福祉関係情報 [☐] 介護・高齢者福祉関係情報 [☐] 雇用・労働関係情報 [☐] 年金関係情報 [☐] 学校・教育関係情報 [☐] 災害関係情報 [☐] その他 ()
その妥当性	・個人番号、4情報及びその他識別情報(内部番号):対象者を正確に特定するために保有 ・4情報及び連絡先:対象者との連絡、各種通知書送付のために保有 ・国税関係情報:国税庁(税務署)と情報連携し、賦課徴収を行うために保有 ・地方税関係情報:申告事績等の管理、賦課徴収のために保有 ・障害者福祉関係情報:障がい者に係る県税の軽減措置を適用するために保有 ・生活保護・社会福祉関係情報:生活保護受給者等に係る県税の軽減措置を適用するために保有
全ての記録項目	別添2を参照。
⑤保有開始日	平成28年1月4日(重要な変更の実施 令和元年7月)
⑥事務担当部署	青森県財務部税務課

3. 特定個人情報の入手・使用			
①入手元 ※		☐ 本人又は本人の代理人 ☐ 評価実施機関内の他部署 (総務部行政経営課、財務部市町村課、健康医療福祉部健康医療福祉政策課及び障がい福祉課、障がい者) ☐ 行政機関・独立行政法人等 (国税庁(税務署)) ☐ 地方公共団体・地方独立行政法人 (他の都道府県、市町村) ☐ 民間事業者 () ☐ その他 ()	
②入手方法		☐ 紙 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ フラッシュメモリ ☐ 電子メール ☐ 専用線 ☐ 庁内連携システム ☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ その他 (国税連携システム(eLTAX)、住民基本台帳ネットワークシステム)	
③入手の時期・頻度		1. 本人又は本人の代理人 税務関係書類を受付(收受)した都度 2. 評価実施機関内の他部署 統合宛名システム等により、識別情報、連絡先等情報及び業務関係情報の提供を受けた都度 3. 行政機関・独立行政法人等 国税連携システムにより、国税関係情報の提供を受けた都度 4. 地方公共団体・地方独立行政法人 情報提供NWS及び国税連携システム等により、地方税関係情報の提供を受けた都度	
④入手に係る妥当性		1. 本人又は本人の代理人 地方税に係る納税義務者等は、地方税法の規定により、税務関係書類を住所所在地等の都道府県知事に提出しなければならないこととされている。 2. 評価実施機関内の他部署 個人番号利用事務実施者は、番号法の規定により、住民基本台帳ネットワークシステム等により、識別情報等の提供を受けることができることとされている。 3. 行政機関・独立行政法人等 都道府県知事は、地方税法第72条の59第1項の規定により、国税庁(税務署)に対し、所得税の申告書等の閲覧又は記録の請求を行った場合は、関係書類を閲覧又は記録することができることとされている。 4. 地方公共団体・地方独立行政法人 都道府県知事は、地方税法の規定により、他の都道府県知事若しくは市町村長又は情報提供NWSから、通知又は関係書類の閲覧又は記録等により、地方税関係情報の提供を受けることができることとされている。	
⑤本人への明示		・納税義務者等は、地方税法第72条の55等の地方税関係法令等の規定により、税務関係書類を提出しなければならないことが明示されている。 ・地方税法施行規則第2条等の地方税関係法令等で、税務関係書類に個人番号の記載を求める旨を規定することにより、個人番号を入手することが明示されている。 ・番号法の規定により、情報提供ネットワークシステム等から特定個人情報を入手することが明示されている。 ・税務関係書類に個人番号の記載を求めること並びに税務行政の効率化及び納税者サービスの向上等のため法律・条例で定められた事務にのみ個人番号を利用することについては、青森県庁ホームページに掲載している。	
⑥使用目的 ※		・県税の適正かつ公平な賦課徴収の実現のため、税務関係書類の名寄せや突合が正確かつ効率的にできるよう、個人番号を利用する。 ・納税義務者等が税務関係書類を提出する際、住民票の添付が省略できるなどの納税者利便性の向上のために利用する。	
変更の妥当性		—	
⑦使用の主体	使用部署 ※	青森県財務部税務課、各県税事務所	
	使用者数	[100人以上500人未満] <選択肢> 1) 10人未満 3) 50人以上100人未満 5) 500人以上1,000人未満 2) 10人以上50人未満 4) 100人以上500人未満 6) 1,000人以上	

⑧使用方法 ※		県税の賦課徴収に関する事務全般において使用する。 【主な使用方法】 - 課税事務 - 県税の更正、決定若しくは賦課決定又は加算金の決定を行い、納税通知書等を送付する。 - 税務調査の対象者の選定、当該対象者の申告内容の確認等を行う。 - 収納事務 - 県税徴収金の収納、還付、充当を行い、納税額等を管理する。 - 納税証明書の発行を行う。 - 滞納管理事務 - 滞納額等を管理し、督促状等を送付する。 - 税務調査、滞納処分等の滞納整理を行う。
	情報の突合 ※	入手した情報は、税務関係書類の提出時における個人番号カード等の提示による本人確認のほか、住民基本台帳ネットワークシステム、統合宛名システム若しくは国税連携システムで入手した情報又は税務電算システムで保有する情報等のいずれかを相互に突合し、真正性を確認する。
	情報の統計分析 ※	個人を特定することなく、統計分析を行う。
	権利利益に影響を与え得る決定 ※	- 県税の更正、決定若しくは賦課決定又は加算金の決定 - 滞納処分 - その他県税の賦課徴収に関する処分
⑨使用開始日		平成28年1月4日

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※	[委託する] <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない (3) 件	
委託事項1	税務電算システム運用管理業務	
①委託内容	税務電算システムの管理及び運用(電算処理、データエントリ)に関する業務	
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	[特定個人情報ファイルの全体] <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部	
対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
対象となる本人の範囲 ※	県税に係る納税義務者及び特別徴収義務者並びに県税に関する調査の対象者	
その妥当性	税務電算システムの安定的な稼働のため、専門的な知識を有する事業者と同システムの運用管理に関する業務を委託する必要がある、当該業務については全てのデータを取り扱うため、特定個人情報ファイル全体を委託の対象にする必要がある。	
③委託先における取扱者数	[10人以上50人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	[] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [○] その他 (総合行政ネットワーク(LGWAN))	
⑤委託先名の確認方法	青森県情報公開条例に基づく契約書の開示請求により確認することができる。	
⑥委託先名	株式会社NTTデータ	
再委託	⑦再委託の有無 ※	[再委託する] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	再委託に関する申請書等を提出させ、再委託の相手方、範囲、理由、情報セキュリティ対策及び過去の実績等を勘案し、適当と認められる場合は、書面により許諾している。
	⑨再委託事項	委託業務のうち、一部を再委託している。

委託事項2～5		
委託事項2		地方税ポータルシステム(eLTAX)運営管理業務
①委託内容		地方税ポータルシステム(eLTAX)の運営管理に関する業務
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		[特定個人情報ファイルの一部] <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	県税に係る納税義務者及び県税に関する調査の対象者
	その妥当性	所得税申告書等のデータ連携は、地方税共同機構が運営する地方税ポータルシステム(eLTAX)を通じて、国税庁及び各地方公共団体で行うこととされており、当該運営に関する業務を行うため、特定個人情報ファイルを取り扱う必要がある。
③委託先における取扱者数		[10人以上50人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		[] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [○] その他 (総合行政ネットワーク(LGWAN))
⑤委託先名の確認方法		地方税共同機構が運営するeLTAXホームページ
⑥委託先名		地方税共同機構
再委託	⑦再委託の有無 ※	[再委託する] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	地方税共同機構機構処理税務事務管理規程(平成31年4月1日地税機規程第1号)第30条に再委託等に係る措置が規定されている。
	⑨再委託事項	委託業務のうち、一部を再委託している。
委託事項3		国税連携システムのLGWAN-ASPサービス提供業務
①委託内容		国税連携システムのLGWAN-ASPサービス提供
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		[特定個人情報ファイルの一部] <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	各税法の規定により国税当局に提出される税務関係書類に個人番号を記載することとされている者(所得税申告書の申告者等)で、都道府県に事務所、事業所を有する個人が行う事業のうち、地方税法に定められている事業(法定業種)の課税調査対象者
	その妥当性	国税連携システムの安定的な維持運用等のため、地方税共同機構が認定した専門的な知識を有する事業者運用業務を委託することから、当該業務を行うために特定個人情報ファイルを取り扱う必要がある。

5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）

提供・移転の有無	☐ 提供を行っている（ 1 ）件 ☐ 移転を行っている（ ）件 ☐ 行っていない	
提供先1	他の都道府県	
①法令上の根拠	番号法第19条第10号	
②提供先における用途	個人事業税の賦課徴収	
③提供する情報	他の都道府県における個人事業税の納税義務者及び調査の対象者に係る所得税申告書等の情報	
④提供する情報の対象となる本人の数	☐ 1万人未満 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	他の都道府県における個人事業税の納税義務者及び調査の対象者	
⑥提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☒ その他（総合行政ネットワーク(LGWAN)） ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） ☐ 紙	
⑦時期・頻度	該当する情報であることが判明した都度、随時行っている。	
提供先2～5		
提供先6～10		
提供先11～15		
提供先16～20		
移転先1		
①法令上の根拠		
②移転先における用途		
③移転する情報		
④移転する情報の対象となる本人の数	☐ <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲		
⑥移転方法	☐ 庁内連携システム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他（ ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） ☐ 紙	
⑦時期・頻度		
移転先2～5		
移転先6～10		
移転先11～15		
移転先16～20		

6. 特定個人情報の保管・消去														
①保管場所 ※		＜税務事務における措置＞ ・データセンターは国内にあり、委託業者により24時間365日有人監視・監視カメラでの監視を実施している。 ・県税クラウドサービスにアクセスできる環境への入室は、IDカード、指紋認証による多要素認証にて入室を制限し、入退室はすべて記録している。 ・データセンター内のすべての機器はラックに搭載され、ラックは常時施錠している。 ・サーバー室等への入退室をする際は、データの漏えい防止のため、電子記録媒体や携帯電話等の不要な機器の持ち込みは禁止している。 ・バックアップデータは、バックアップセンターにて当該システムの担当者のみアクセスできるサーバーに保管しており、データセンターと同等のセキュリティである。 ・各県税事務所の執務室内で、職員以外の者が立ち入ることのできない場所に、システム管理者の管理下で、セキュリティワイヤにより固定するなどの必要な措置を講じたパソコンを使用し、税務電算システム内に保管している。 ・入手した税務関係書類は、施錠できる書庫や倉庫等で保管している。 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ・中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施錠管理をする。また、中間サーバープラットフォームの保管場所における措置については、国の規定に沿って行う。 ・特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。												
②保管期間	期間	＜選択肢＞ <table border="0"> <tr> <td>1) 1年未満</td> <td>2) 1年</td> <td>3) 2年</td> </tr> <tr> <td>4) 3年</td> <td>5) 4年</td> <td>6) 5年</td> </tr> <tr> <td>7) 6年以上10年未満</td> <td>8) 10年以上20年未満</td> <td>9) 20年以上</td> </tr> <tr> <td colspan="3">10) 定められていない</td> </tr> </table> [10年以上20年未満]	1) 1年未満	2) 1年	3) 2年	4) 3年	5) 4年	6) 5年	7) 6年以上10年未満	8) 10年以上20年未満	9) 20年以上	10) 定められていない		
	1) 1年未満	2) 1年	3) 2年											
4) 3年	5) 4年	6) 5年												
7) 6年以上10年未満	8) 10年以上20年未満	9) 20年以上												
10) 定められていない														
	その妥当性	＜税務事務における措置＞ 地方税法の更正、決定等の期間制限の規定に基づき、青森県文書取扱規程で行政文書の類型ごとに保存期間を定めており、原則として当該保存期間で保管することとなるが、滞納処分等による時効の完成猶予及び更新があった場合は、当該時効の完成猶予及び更新に基づき、保存期間を延長し、保管する必要がある。 ＜国税連携システム(eLTAX)における措置＞ 国税連携システムの受信サーバーは、国税連携データを2年間保有するハードウェア構成になっている。												
③消去方法		＜税務事務における措置＞ ・保存期間を経過しかつ完納分の特定個人情報については、システムで条件設定し定期的(年度毎)に消去する。外部記憶媒体については、青森県文書取扱規程、青森県情報セキュリティ基本方針等に基づき、権限ある職員が物理的破壊により消去する。 ・申告書等の紙媒体については、段ボール箱に入れ、中身が見えないように封をしたうえで、外部業者による運搬・裁断溶解処理を職員の立会いの下で行う。 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ・特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者が特定個人情報を消去することはない。 ・ディスク交換やハード更改等の際は、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊により完全に消去する。												
7. 備考														
—														

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

○あて名ファイル

共通番号情報、納税者情報、口座情報、利用口座情報、課税あて名情報、気付送付先情報、税理士情報、送付文書情報、納税者管理情報、納税者補記情報、返戻情報、法人番号情報、名寄せ候補情報、名寄せ除外情報、名寄せ履歴情報

○収納ファイル

調定情報、法人県調定内訳情報、法人県調定内訳情報、仮収納情報、収納履歴情報、延滞金履歴情報、延滞金計算明細情報、調定納税者情報、減額履歴情報、過誤納情報、充当情報、還付加算金情報、還付加算金計算明細情報、還付委任状情報、還付情報、還付通知情報、延滞金決議情報、消込管理情報、日次統計情報、月次統計情報、歳入予算情報、更正内訳情報、口座振替情報、発行管理情報、消込キー管理情報、収納訂正情報、申告納付未確情報、還付委任状通知書用情報、個人県民税収納データ情報、滞納繰越履歴情報、調定インタフェース情報

○滞納ファイル

滞納者情報、折衝履歴情報、滞納整理履歴情報、滞納処分情報、差押財産明細情報、分納明細情報、財産管理情報、換価財産配当情報、換価財産充当情報、担当者割当条件情報、関連者情報情報、預金照会情報情報、預金照会顧客情報情報、預金照会担保等情報情報、預金照会口座情報情報、預金照会取引履歴情報、月次統計自動車税事務所別収入状況情報

○業務共通ファイル

履歴管理情報、メモ管理情報、金融機関情報、住所情報、住所履歴情報、日付管理情報、郵便番号情報、要処理案件管理情報

○軽油引取税ファイル

流通事業者情報、プレプリント管理情報、プレプリント予定情報、軽油調定決議情報、事業者情報、事業所管理情報、申告書別表情報、納入課税情報、納入課税エラー情報、納付課税情報

○県たばこ税ファイル

道府県たばこ税課税情報、たばこ事業者情報

○不動産取得税ファイル

賦課予定情報、不動産明細予定情報、不動産納税者予定情報、控除減額予定情報、前所有者予定情報、共同住宅予定情報、賦課情報、不動産明細情報、不動産納税者情報、控除減額情報、前所有者情報、共同住宅情報、徴収猶予情報、申告書情報、登録エラーリスト情報情報、再評価予定情報

○ゴルフ場利用税ファイル

未申告状況情報、課税情報、市町村交付金情報、施設情報、施設別交付金明細情報、特例税率期間明細情報、報償金情報

○法人二税ファイル

ランキング情報、仮装経理控除情報、加算金情報、外形標準課税別表情報、外国税額明細情報、繰越欠損金明細情報、減免情報、国税申告決議情報、国税名簿情報、市町村分割明細情報、所得計算情報、租税条約控除情報、他事務所減額情報、他都道府県課税標準通知情報、地方法人特別税情報、電子申告利用届出情報、分割基準情報、分割明細情報、法人情報、法人課税情報、法人県民税情報、法人事業税情報、法人事業年度情報、利子割明細情報

○自動車二税ファイル

自動車二税申告書原本情報、自動車二税申告書エラー情報情報、軽自動車取得税申告書原本情報、軽自動車取得税申告書エラー情報情報、分配データ原本情報、分配履歴情報、登録後分配データ情報、登録後分配データエラー情報情報、継続検査分配データ情報、賦課予定情報、名寄せ候補情報、車両管理情報、自動車取得税申告情報、軽自動車取得税申告情報、環境性能割申告情報、軽自動車税環境性能割申告情報、自動車税賦課情報、定期賦課帳票情報、一括納付納税者情報、一括納付対象車両情報、引抜管理情報、課税換え管理情報、所有者管理情報、継続身障減免予定情報、商品中古車減免予定情報、一括課税保留予定情報、生活路線バス減免予定情報、納税証明書発行管理情報、証明書番号管理情報、身障減免情報情報、基準額情報、突合用車両管理情報、突合用自動車税賦課情報

○個人事業税ファイル

国税申告情報、賦課予定情報、賦課情報、個人事業繰越欠損金明細情報、事業者付随情報、照会用国税申告情報

○鉦区税ファイル

鉦業権情報、賦課情報、賦課内訳情報、一括納付管理情報、鉦区調定決議情報、鉦区賦課決議情報

○狩猟税ファイル

狩猟税課税情報

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

○利子割ファイル

特徴者情報, 利子割課税情報, エラー申告情報, 市町村別交付基準管理情報, 利子割市町村交付金算定情報, 利子割市町村別交付額管理情報, 特徴者履歴情報

○配当割ファイル

特徴者情報, 配当割課税情報, エラー申告情報, 配当割市町村交付金算定情報, 配当割市町村別交付額管理情報

○株式等譲渡所得割ファイル

特徴者情報, 譲渡割課税情報, エラー申告情報, 譲渡割市町村交付金算定情報, 譲渡割市町村別交付額管理情報

○産業廃棄物税ファイル

処分場, 課税, 課税内訳

○免税証ファイル

免税証明細情報, 機器設備情報, 算定交付数量情報, 使用者証管理情報, 使用者明細情報、消費状況情報, 他府県発行分免税証情報, 販売業者情報, 免税証管理情報

Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク1⑨を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
県税特定個人情報ファイル	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク1： 目的外の入手が行われるリスク	
対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	＜税務事務における措置＞ ・納税義務者本人又は代理人が提出する税務関係書類は、地方税法等の規定に基づき、当該納税義務者本人又は代理人が所定の様式に必要な事項を記載して申告等するものであり、当該税務関係書類においては、対象者以外の情報を入手することができない。 ・本人から個人番号の提供を求める場合 番号法第16条（本人確認の措置）、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令（平成26年政令第155号）（以下「番号法施行令」という。）第12条第1項、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則（以下「番号法施行規則」という。）第1条等の規定に基づき、個人番号カード、通知カード（当該通知カードに記載された氏名、住所等が住民票に記載されている事項と一致している場合に限り。）若しくは住民票の写し又は住民票記載事項証明書（個人番号が記載されたもの）及び運転免許証若しくは旅券等の書類又は住民基本台帳ネットワークによる本人確認を行う。 ・本人の代理人から個人番号の提供を求める場合 番号法第16条、番号法施行令第12条第2項、番号法施行規則第7条等の規定に基づき、本人の代理人の個人番号カード、運転免許証又は旅券等の写しによる確認のほか、本人の代理人が税理士である場合においては、番号法施行規則第9条第2項等の規定に基づき、税務代理権限証書と税理士名簿に記載されている事項等を確認するなどの方法により代理人の身元確認を行うとともに、本人の代理人が法定代理人である場合においては、番号法施行規則第6条第1項第1号等の規定に基づき、戸籍謄本その他その資格を証明する書類、任意代理人である場合においては、番号法施行規則第6条第1項第2号等の規定に基づき、委任状を確認するなどの方法により代理権の確認を行う。 ・国税連携システムから入手する情報は、所得税申告書等に記載された住所地により送信先が選別されるため、対象者以外の情報を入手することができない。 ・税務電算システム及び国税連携システムの利用に当たっては、対象者以外の情報の入手を禁じ、必要に応じて、アクセスログの確認等を行う。 ＜統合宛名システムにおける措置＞ ・統合宛名システムでは、統合宛名番号の付番にあたり、個人番号で一意に識別することで、個人に対して複数の統合宛名番号は付番されないため、統合宛名番号は団体内において個人と1対1対応となる。 ・住民基本台帳ネットワークシステムからの入手については、対象者を特定できる情報を指定して住民基本台帳ネットワークシステムに情報の提供を求めている。 ・住民基本台帳ネットワークシステムからの入手に使用する電子記録媒体は、セキュリティ対策済みの専用媒体を使用し、取扱いをサーバー室内に限定し、行政経営課員による厳格な管理を行っている。また、連携作業毎に取得した情報を確認し作業記録を残すとともに、作業前後で媒体の初期化を行い、媒体上での不必要な情報の混入や保存を防止している。
必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容	＜税務事務における措置＞ ・納税義務者等が提出する税務関係書類は、地方税法等の規定に基づき、必要事項のみを記載する所定の様式とされており、添付書類についても法令等で規定され、県税の賦課徴収事務で必要がない情報の入手を防止している。 ・国税連携システムから入手する情報は、所得税申告書等に記載された所定の情報が送信されるため、県税の賦課徴収事務で必要がない情報を入手することができない。 ・税務電算システム及び国税連携システムの利用に当たっては、県税の賦課徴収事務で必要がない情報の入手を禁じ、必要に応じて、アクセスログの確認等を行う。 ＜統合宛名システムにおける措置＞ ・統合宛名システムでは、ユーザ単位でアクセス権限を付与でき、不必要な情報へのアクセスを防止している。 ・住民基本台帳ネットワークシステムからの入手については、対象者を特定できる情報を指定して住民基本台帳ネットワークシステムに情報の提供を求めている。 ・住民基本台帳ネットワークシステムからの入手に使用する電子記録媒体は、セキュリティ対策済みの専用媒体を使用し、取扱いをサーバー室内に限定し、行政経営課員による厳格な管理を行っている。また、連携作業毎に取得した情報を確認し作業記録を残すとともに、作業前後で媒体の初期化を行い、媒体上での不必要な情報の混入や保存を防止している。
その他の措置の内容	－
リスクへの対策は十分か	[十分である] ＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク2: 不適切な方法で入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<税務事務における措置> ・納税義務者等が提出する税務関係書類は、地方税法等の規定に基づき、当該納税義務者等が所定の様式に必要な事項を記載して申告等するものであり、当該税務関係書類においては、あらかじめ当該納税義務者等がその使用目的を認識することができる。 ・国税連携システムから入手する情報は、法令等で定められた範囲の情報以外の情報を入手できないよう、システムで制御されている。 ・税務電算システム及び国税連携システムの利用に当たっては、利用手順等を定め、必要に応じて、アクセスログの確認等を行う。 <統合宛名システムにおける措置> ・統合宛名システムでは、ユーザ単位でアクセス権限を付与でき、不必要な情報へのアクセスを防止している。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3: 入手した特定個人情報ที่ไม่正確であるリスク	
入手の際の本人確認の措置の内容	<税務事務における措置> ・本人から個人番号の提供を求める場合 番号法第16条、番号法施行令第12条第1項、番号法施行規則第1条等の規定に基づき、個人番号カード、通知カード(当該通知カードに記載された氏名、住所等が住民票に記載されている事項と一致している場合に限る。)、住民票の写し又は住民票記載事項証明書(個人番号が記載されたもの)及び運転免許証若しくは旅券等の書類又は住民基本台帳ネットワークによる本人確認を行う。 ・本人の代理人から個人番号の提供を求める場合 番号法第16条、番号法施行令第12条第2項、番号法施行規則第7条等の規定に基づき、本人の代理人の個人番号カード、運転免許証又は旅券等の写しによる確認のほか、本人の代理人が税理士である場合においては、番号法施行規則第9条第2項等の規定に基づき、税務代理権限証書と税理士名簿に記載されている事項等を確認するなどの方法により代理人の身元確認を行うとともに、本人の代理人が法定代理人である場合においては、番号法施行規則第6条第1項第1号等の規定に基づき、戸籍謄本その他その資格を証明する書類、任意代理人である場合においては、番号法施行規則第6条第1項第2号等の規定に基づき、委任状を確認するなどの方法により代理権の確認を行う。 ・国税連携システム及び統合宛名システムから情報を入手する場合は、各システムにおける情報の提供元が番号法等の規定に基づき、本人確認を行っている。
個人番号の真正性確認の措置の内容	<税務事務における措置> ・番号法等の規定に基づき、個人番号カード等の書類又は住民基本台帳ネットワークシステムにより、個人番号の真正性の確認を行う。 ・税務関係書類が提出された都度、過去に入手した個人番号との突合を行い、変更があれば修正を行う。
特定個人情報の正確性確保の措置の内容	<税務事務における措置> ・地方税法等の規定に基づき提出された税務関係書類は、そのまま原本として保管する必要がある。 ・申告内容に誤り等がある場合は、地方税法等の規定に基づく修正申告、更正の請求のほか、課税庁において更正、決定等を行う。 ・税務電算システムにおけるシステム入力時の入力項目の整合性や入力漏れのチェック機能に加え、システム入力後に入力内容を申告書等を基に確認を行うなど、情報の正確性の保持に努めている。 ・国税連携システムから入手する情報は、当該システムにおける情報の提供元が正確性を確保している。 <統合宛名システムにおける措置> ・統合宛名システムでは、個人番号の入手にあたっては、チェックデジットを確認している。 ・住民基本台帳ネットワークシステムから特定個人情報を入手する際には、当該対象者の個人番号を指定することを必須としており、当該対象者の情報であることを担保している。 ・住民基本台帳ネットワークシステムからの入手に使用する電子記録媒体は、セキュリティ対策済みの専用媒体を使用し、取扱いをサーバー室内に限定し、行政経営課員による厳格な管理を行っている。また、連携作業毎に取得した情報を確認し作業記録を残すとともに、作業前後で媒体の初期化を行い、媒体上での不必要な情報の混入や保存を防止している。
その他の措置の内容	<統合宛名システムにおける措置> ・統合宛名システムでは、個人番号に変更が発生しても統合宛名番号に変更はなく、個人番号変更時には、変更前と変更後の個人番号を必須として統合宛名番号を管理している。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク4: 入手の際に特定個人情報漏えい・紛失するリスク		
リスクに対する措置の内容	＜税務事務における措置＞ ・税務関係書類は、納税義務者等から直接受け取ることを原則とし、郵送の場合は、誤配送を防止するため、所管する県税事務所名及び所在地を明記して、当該所在地あて送付するよう案内している。 ・入手した税務関係書類は、施錠できる書庫や倉庫等で保管している。 ・国税連携システムから情報を入手する場合は、総合行政ネットワーク(LGWAN)を用いて行う。 ・電子記録媒体又はフラッシュメモリを使用する場合は、情報を暗号化する。 ＜統合宛名システムにおける措置＞ ・統合宛名システムでは、操作者による認証から認証解除を行うまでの間、監査証跡の記録を行っており、不適切な操作を抑止する効果を講じている。 ・統合宛名システムでは、ユーザ単位でアクセス権限を付与でき、不必要な情報へのアクセスを防止している。 ・住民基本台帳ネットワークシステムからの入手は、あらかじめ運用者を限定することで、詐取・奪取が行われないようにしている。 ・住民基本台帳ネットワークシステムからの入手に使用する電子記録媒体は、セキュリティ対策済みの専用媒体を使用し、取扱いをサーバー室内に限定し、行政経営課員による厳格な管理を行っている。また、媒体の外部持ち出しを禁止し、廃棄の際には物理的破壊により漏えい・紛失防止措置を講じている。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
—		

3. 特定個人情報の使用		
リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク		
宛名システム等における措置の内容	<統合宛名システムにおける措置> ・統合宛名システムでは、ユーザ単位でアクセス権限を付与でき、不必要な情報へのアクセスを防止している。 ・統合宛名システムでは、ユーザIDによる識別とパスワードによる認証を実施しており、認証後は利用機能の認可機能により、そのユーザがシステム上で利用可能な機能を制限することで、不正利用が行えない対策を実施している。 ・統合宛名システムでは、利用できる端末をシステムで管理することにより、不要な端末からの利用ができないような対策を実施している。 ・統合宛名システムでは、パスワードポリシーに基づき、パスワードの適性のチェック、有効期限の管理を行い、不適切なパスワードの利用の禁止や有効期限切れのパスワードの失効を実施している。 ・統合宛名システムでは、システム間を跨る認証については、認証チェックを行うことで不正利用が行えない対策を実施している。	
事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容	<税務電算システムにおける措置> ・青森県情報セキュリティ基本方針、青森県情報セキュリティ対策基準及びこれらに基づき整備された情報セキュリティ実施手順並びに個別通達(以下「青森県情報セキュリティポリシー等」という。)に基づき、業務以外の目的で情報資産を利用してはならないこととされている。 ・税務電算システムには、県税の賦課徴収事務で必要がない情報を保有しない。 ・税務システムは、他のシステムとオンラインでの接続はせず、県税の賦課徴収事務で必要がない情報との紐付けは行われない。 <国税連携システムにおける措置> ・青森県情報セキュリティ基本方針、青森県情報セキュリティ対策基準及びこれらに基づき整備された情報セキュリティ実施手順並びに個別通達(以下「青森県情報セキュリティポリシー等」という。)に基づき、業務以外の目的で情報資産を利用してはならないこととされている。 ・他のシステムとオンラインでの接続はせず、県税の賦課徴収事務で必要がない情報との紐付けは行われない。	
その他の措置の内容	-	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク		
ユーザ認証の管理	[行っている]	<選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	<税務システムにおける措置> ・税務システムの利用は、執務室内に設置された特定の端末を用いて行い、その利用に当たっては、利用できる税務職員を特定し、ICカード認証及び顔認証によりアクセス制限を行う。 ・税務システムへのアクセスにあたっては、税務職員ごと割り当てられたユーザーID、パスワードによるログイン認証及び端末にクライアント証明書をインストールすることによりアクセス制御を行う。 ・税務電算システムの閲覧状況については、アクセスログを記録し、必要に応じて確認等を行う。 ・覗き込みや不正な端末利用を防ぐため、利用を終了したときは、直ちにログアウトすることを徹底している。 <国税連携システムにおける措置> ・ユーザIDによる識別とパスワードによる認証を実施しており、また、認証後は認可機能により、そのユーザがシステム上で利用可能な機能を制限している。 <統合宛名システムにおける措置> ・統合宛名システムでは、ユーザIDによる識別とパスワードによる認証を実施しており、認証後は利用機能の認可機能により、そのユーザがシステム上で利用可能な機能を制限することで、不正利用が行えない対策を実施している。 ・統合宛名システムでは、システムの利用できる端末をシステムで管理することにより、不要な端末からの利用ができないような対策を実施している。 ・統合宛名システムでは、パスワードポリシーに基づき、パスワードの適性のチェック、有効期限の管理を行い、不適切なパスワードの利用の禁止や有効期限切れのパスワードの失効を実施している。 ・統合宛名システムでは、システム間を跨る認証については、認証チェックを行うことで不正利用が行えない対策を実施している。	
アクセス権限の発効・失効の管理	[行っている]	<選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	<税務システム及び国税連携システムにおける措置> ・職員の異動等により新たなアクセス権限が必要となった場合には、事務に必要な範囲でアクセス権限を付与し、当該職員にユーザIDを割り当てる。 ・職員の異動等により付与していたアクセス権限が不要となった場合には、当該職員に割り当てたユーザIDを削除する。 <統合宛名システムにおける措置> ・統合宛名システムでは、ユーザ単位で権限付与を実施できる機能を有している。 ・統合宛名システムへのユーザIDごとのアクセス権限については、行政経営課が管理を行い、登録／変更の際は、行政経営課が設定の変更を行っている。その他の者は、アクセス権限の登録／変更を行うためのアクセス権限が与えられていない。 ・人事異動の場合等、権限が不要となった場合は、行政経営課が、不要となったIDや権限を変更または削除する。	
アクセス権限の管理	[行っている]	<選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	<税務システムにおける措置> ・共用のユーザIDは発行せず、職員ごとにユーザIDを発行している。 ・職員の異動等により、アクセス権限の更新事由が生じた際は、その都度、発効・失効の管理を行っている。 ・青森県情報セキュリティポリシー等に基づき、定期的なパスワードの変更等、ユーザID及びパスワードの適正な管理の遵守を義務付けている。 <統合宛名システムにおける措置> ・統合宛名システムでは、ユーザ単位でアクセス権限を管理している。 ・統合宛名システムへのユーザIDごとのアクセス権限については、行政経営課が管理を行っている。 ・ユーザIDやアクセス権限については、行政経営課が随時確認し、不要となったIDや権限を変更または削除する。	

特定個人情報の使用の記録		[記録を残している]	<選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
	具体的な方法	<税務システムにおける措置> ・税務電算システムの閲覧状況については、アクセスログを記録し、7年間保存する。 ・青森県情報セキュリティ対策基準には作業記録の作成や改ざん防止のための措置をとること等が定められており、これらを遵守することとしている。 <国税連携システムにおける措置> ・国税連携システムについては、操作ログ及びアクセスログを記録し、7年間保存する。 <統合宛名システムにおける措置> ・統合宛名システムでは、操作者による認証から認証解除を行うまでの間、監査証跡の記録を行っている。 ・監査証跡については7年間保存し、月に1度行政経営課が検査・分析を行い、不正アクセス(操作)がないことを確認している。	
その他の措置の内容		権限のない者の利用を防ぐため、端末の利用を終了したときは、直ちにログアウトすることを徹底している。	
リスクへの対策は十分か		[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3: 従業者が事務外で使用するリスク			
	リスクに対する措置の内容	<税務システムにおける措置> ・青森県情報セキュリティポリシー等に基づき、職員は業務以外の目的で情報資産を利用してはならないこととされており、業務以外の目的での情報の外部への持ち出し、情報システムへのアクセス等を禁止している。 ・税務電算システムの閲覧状況については、アクセスログを記録し、必要に応じて確認等を行う。 ・研修・会議等において、業務以外の目的での情報の利用禁止など、青森県情報セキュリティポリシー等の遵守について、周知している。 <国税連携システムにおける措置> ・操作ログ及びアクセスログを記録し、必要に応じて確認等を行う。 <統合宛名システムにおける措置> ・統合宛名システムでは、ユーザIDによる認証と認可機能により、そのユーザがシステム上で利用可能な機能を制限することで、個人番号関連業務関係者以外はアクセスできないよう対策を実施している。 ・統合宛名システムへのユーザIDごとのアクセス権限については、行政経営課が管理を行い、登録/変更の際は、行政経営課が設定の変更を行っている。 ・ユーザIDやアクセス権限については、行政経営課が随時確認し、不要となったIDや権限を変更または削除する。 ・統合宛名システムの操作(異動権限あり)者が、退職や別部門へ異動する場合は、異動日をもって統合宛名システムの利用ができないよう、利用権限を変更・確認している。 <統合宛名システムの運用における措置> ・統合宛名システムにより照会を行う場合は、照会内容について事前に内部決裁を行い、特定の職員が管理するユーザID及びパスワードによりアクセスし、決裁どおりの照会かどうか確認を行った上で照会を行う。	
リスクへの対策は十分か		[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク4: 特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク	
リスクに対する措置の内容	＜税務システムにおける措置＞ ・青森県情報セキュリティポリシー等に基づき、業務以外の目的で情報資産を利用してはならないこととされており、機密性の高い情報資産について、必要以上の複製を禁止している。 ・税務電算システムについては、職員ごとにアクセス権限が付与されたユーザID及びパスワードによる認証を行い、アクセスログを記録しているほか、専用端末に接続する外部記憶媒体は、個々に登録し、情報セキュリティ責任者が管理している。なお、この登録をしていない外部記録媒体については、税務システムに接続しても認識されないよう制御している。 ＜国税連携システムにおける措置＞ ・職員ごとにアクセス権限が付与されたユーザID及びパスワードによる認証を行い、アクセスログを記録しているほか、専用端末は外部記憶媒体の接続を無効とし、データの複製・持ち出しができないよう設定されている。 ＜統合宛名システムにおける措置＞ ・本番環境不具合時の運用対策として、特定個人情報ファイルが含まれるシステムディスクの複製(コピー)を行っているが、複製データへのアクセス権限については行政経営課員以外は行えないように、複製データで構築された特定個人情報を扱うシステムの操作認証は適切な方法で実施する。

リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置 ・税務電算システム端末、国税連携システム端末、住民基本台帳ネットワークシステム端末及び統合宛名システム端末には、ウイルス対策ソフトを備え、システム管理者はウイルス対策ソフトのエンジンやパターンファイルを、常に最新の状態に保つよう、これらの更新を行う。 ・税務電算システムの専用端末には、情報漏えい対策ソフトを導入し、一部機能の使用制限等を行っている。		
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[] 委託しない
委託先による特定個人情報の不正入手・不正な使用に関するリスク 委託先による特定個人情報の不正な提供に関するリスク 委託先による特定個人情報の保管・消去に関するリスク 委託契約終了後の不正な使用等のリスク 再委託に関するリスク		
情報保護管理体制の確認	・委託先の選定に当たっては、青森県情報セキュリティポリシー等に基づき、情報セキュリティ対策が確保されることを確認し、委託先(再委託先を含む。)には、青森県情報セキュリティポリシー等のうち委託先が守るべき内容の遵守及びその機密事項を説明しなければならないこととされている。 ・委託先との契約に当たっては、個人情報保護法及び青森県情報セキュリティポリシー等に基づき、個人情報の適正な取扱い及び情報セキュリティ対策に関する事項を明記した契約を締結し、委託先に当該事項の遵守を徹底させるとともに、契約期間中にあっては、必要に応じて当該事項に係る確認及び措置を行うこととしている。また、契約書には、個人情報の取扱状況について必要に応じて実地により確認を行うことについて明記している。 ・国税連携システムのLGWAN-ASPサービス提供業務は、地方税共同機構が認定委託先事業者の認定等に関する要綱に基づき認定した事業者委託している。当該事業者は、ISMS認証(又はプライバシーマーク)を取得しているとともに、「地方税法施行規則第24条の40第3項第2号及び第3号に規定する電気通信回線その他の電気通信設備に関する技術基準及び情報通信の技術の利用における安全性及び信頼性を確保するために必要な事項に関する基準」(平成31年総務省告示第151号)の各規定に適合したセキュリティ対策が確保されると認められている。また、地方税共同機構による情報セキュリティ監査が実施されており、監査結果についての報告を受けている。	
特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限	[制限している]	<選択肢> 1) 制限している 2) 制限していない
具体的な制限方法	・委託業務に着手する前に、当該委託業務に係る委託先の責任者及び従事者を特定するため、当該責任者及び従事者の内容を書面にて提出させる。 ・各システムを利用する際は、委託先の責任者及び従事者ごとにアクセス権限の設定を行い、利用範囲を必要最小限に制限する。	
特定個人情報ファイルの取扱いの記録	[記録を残している]	<選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
具体的な方法	・委託業務の記録(作業日時、従事者及び作業内容等)を書面にて報告を求め、保管している。 ・システムを利用する際は、システムの利用履歴(アクセスログ等)を記録している。	
特定個人情報の提供ルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
委託先から他者への提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	・委託先は、契約、個人情報保護法及び青森県情報セキュリティポリシー等に基づき、原則として、第三者への情報の提供が禁じられており、例外的に、県が委託業務について再委託を認めた場合に限り、再委託先への提供が認められている。 ・再委託は、再委託の相手方、範囲、理由、情報セキュリティ対策及び過去の実績等を勘案し、適当と認められる場合のみ承諾する。 ・契約により、委託先は事務に従事している者に対し、当該事務に係る個人情報の保護に関して必要な事項を周知することとされている。 ・ルール遵守の確認方法として、必要に応じて、契約、個人情報保護法及び青森県情報セキュリティポリシー等の遵守状況について再委託先に実地調査を行い、直接確認することができることとしている。個人情報の取扱状況について必要に応じて実地により確認を行うことについては、契約書中に明記している。	
委託元と委託先間の提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	契約において、機密情報の受領又は返却する場合、当該受領又は返却に係る書面を相互に発行する等の機密情報の取扱いに関する事項を定め、必要に応じて、その遵守状況を直接確認することができることとしている。	
特定個人情報の消去ルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	契約において、機密情報の利用等が完了した場合、原則として、委託先は県に当該機密情報を速やかに返却することとしており、県が機密情報の廃棄を要求した場合に限り、委託先は機密情報が完全に破壊されたことを確認し、県に報告書を提出することとしている。	

委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定		[定めている] <選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない	
	規定の内容	・青森県情報セキュリティポリシー等の遵守 ・委託先の責任者、委託内容、作業者、作業場所の特定 ・提供されるサービスレベルの保証 ・従業員に対する教育の実施 ・提供された情報の目的外利用及び委託先以外の者への提供の禁止 ・業務上知り得た情報の守秘義務 ・再委託に関する制限事項の遵守 ・委託業務の終了時の情報資産の返還、廃棄等 ・委託業務の定期報告及び緊急時義務 ・県による事故時等の公表 ・青森県情報セキュリティポリシー等が遵守されなかった場合の規定（損害賠償等） ・個人情報の取扱状況に係る調査の実施	
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保		[十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない	
	具体的な方法	次に掲げる要件が満たされている場合に限り、再委託を承諾している。なお、以下の要件については再委託承認書等に明記している。 ・再委託先において、十分な情報セキュリティ対策が講じられていること。 ・再委託先の一切の行為について、委託先が最終責任を負うこと。 ・再委託先に契約、個人情報保護法及び青森県情報セキュリティポリシー等の遵守を十分に教育、徹底させること。 ・契約、個人情報保護法及び青森県情報セキュリティポリシー等の遵守状況について、県が再委託先に直接確認できるものとされていること。	
その他の措置の内容		—	
リスクへの対策は十分か		[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置			
—			
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[] 提供・移転しない	
リスク1： 不正な提供・移転が行われるリスク			
特定個人情報の提供・移転の記録		[記録を残している] <選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない	
	具体的な方法	・所得税申告書等のデータを他の地方公共団体に回送する場合は、番号法等の規定に基づき、特定個人情報の提供を受ける者の名称、特定個人情報の提供の日時及び提供する特定個人情報の項目等を記録して、7年間保存する。 ・所得税申告書等のデータを他の地方公共団体に回送する際は、総合行政ネットワーク(LGWAN)を用い、暗号化した上で、決められた情報のみ提供するようにシステムで制御している。	
特定個人情報の提供・移転に関するルール		[定めている] <選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない	
	ルール内容及びルール遵守の確認方法	・所得税申告書等のデータを他の地方公共団体に回送する場合は、番号法等の規定に基づき、特定個人情報の提供を受ける者の名称、特定個人情報の提供の日時及び提供する特定個人情報の項目等を記録して、7年間保存する。 ・国税連携システム(eLTAX)を利用した特定個人情報の提供について、提供するデータの作成やシステムへの情報の格納、地方税ポータルセンタ(eLTAX)への送信方法が操作手引書等に記載されており、それに基づき提供処理を行っている。 ・所得税申告書等のデータを他の地方公共団体に回送する場合は、番号法等の規定による安全性及び信頼性を確保するために必要な基準として、内閣総理大臣が定める基準に従って行う。	

その他の措置の内容	-
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2: 不適切な方法で提供・移転が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	・所得税申告書等のデータを他の地方公共団体に回送する場合は、番号法等の規定による安全性及び信頼性を確保するために必要な基準として、内閣総理大臣が定める基準に従って行う。 ・所得税申告書等のデータを他の地方公共団体に回送する際は、総合行政ネットワーク(LGWAN)を用い、暗号化した上で、決められた情報のみ提供するようにシステムで制御している。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3: 誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスク	
リスクに対する措置の内容	・国税連携システム(eLTAX)において特定個人情報の提供処理を行う場合、システムでは決められた機能以外での提供は行うことはできず、提供先として国税庁及び都道府県以外を設定することはできない仕様となっている。また、地方税ポータルセンタ(eLTAX)と都道府県間は閉域網であるLGWAN、地方税ポータルセンタ(eLTAX)と国税庁間は専用回線を用いており、データを暗号化しているため情報漏えいや紛失のリスクが軽減されている。 ・国税連携システム(eLTAX)では、特定個人情報の提供は、番号法施行規則第20条第3号の規定に基づき、安全性及び信頼性を確保するために必要な基準として、内閣総理大臣が定める基準に従っている。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
-	
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [] 接続しない(入手) [○] 接続しない(提供)	
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<統合宛名システムにおける措置> ・統合宛名システムでは、個人番号利用事務(システム)からの接続には認証を必須とし、個人番号利用事務(システム)以外のアクセスはできない対策を実施している。 ・統合宛名システムでは、ユーザIDによる認証と認可機能により、そのユーザのシステム利用を制限することで、個人番号関連業務関係者以外はアクセスできないよう対策を実施している。 <中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ・情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可照会リスト(※2)との照会を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。 ・中間サーバーの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※1)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。 (※2)番号法別表第2及び第19条第15号に基づき、事務手続ごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。 (※3)中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。

リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2: 安全が保たれない方法によって入手が行われるリスク		
リスクに対する措置の内容	<統合宛名システムにおける措置> ・統合宛名システムでは、情報入手元が中間サーバーであることを確認後、情報を入手している。 ・統合宛名システムでは、通信路セキュリティとして経路暗号化を実施している。 <中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> 中間サーバーは、個人情報保護委員会との協議を経て、内閣総理大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみ実施できるよう設計されるため、安全性が担保されている。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。 ・中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。 <中間サーバーの運用における措置> 情報提供ネットワークシステムを利用する場合は、どの職員がどの特定個人情報をいつ何のために利用したかがすべて記録される。番号法及び条例上認められる提供以外受けつけないようにしており、システム上提供が認められなかった場合についても記録を残し、提供記録は7年分保存する。また、中間サーバーの職員認証・権限管理機能によるアクセス権限の付与及びその記録の管理等、中間サーバーの運用方針については国の規定に沿って行う。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3: 入手した特定個人情報が不正確であるリスク		
リスクに対する措置の内容	<税務事務における措置> ・入手した特定個人情報について、税務電算システム内の情報と突合を行い、真正性及び正確性確認を行う。また、別途、届出又は申告時には、その都度、届出などの内容と突合を行い、特定個人情報の正確性確認を行う。 <統合宛名システムにおける措置> ・統合宛名システムでは、中間サーバーに情報入手リクエストを要求する際は、リクエスト先が中間サーバーであることを確認している。 <中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ・中間サーバーは、個人情報保護委員会との協議を経て、内閣総理大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用して、情報提供用個人識別符号により紐付けられた照会対象者に係る特定個人情報を入手するため、正確な照会対象者に係る特定個人情報を入手することが担保されている。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク4： 入手の際に特定個人情報漏えい・紛失するリスク			
リスクに対する措置の内容	<統合宛名システムにおける措置> ・統合宛名システムでは、通信路セキュリティとして経路暗号化を実施している。 <中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ・中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみを実施するため、漏えい・紛失のリスクに対応している(※) ・既存システムからの接続に対し認証を行い、許可されていないシステムからのアクセスを防止する仕組みを設けている。 ・情報照会が完了又は中断した情報照会結果については、一定期間経過後に当該結果を情報照会機能において自動で削除することにより、特定個人情報漏えい・紛失するリスクを軽減している。 ・中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※) 中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用して特定個人情報を送信する際、送信する特定個人情報の暗号化を行っており、照会者の中間サーバーでしか復号できない仕組みになっている。そのため、情報提供ネットワークシステムでは復号されないものとなっている。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、漏えい・紛失のリスクに対応している。 ・中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。 ・中間サーバー・プラットフォーム事業者の業務は、中間サーバー・プラットフォームの運用、監視・障害対応等であり、業務上、特定個人情報へはアクセスすることはできない。 <中間サーバーの運用における措置> ・情報照会、情報提供の記録が逐一保存される仕組みが確立した統合宛名システムを通してやり取りすることで、不適切な方法で特定個人情報漏えい・紛失することを防止する。		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
リスク5： 不正な提供が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
リスク6： 不適切な方法で提供されるリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
リスク7： 誤った情報を提供してしまうリスク、誤った相手に提供してしまうリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	

情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞ ・中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 ・情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ・中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク（総合行政ネットワーク等）を利用することにより、安全性を確保している。 ・中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。 ・中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理（アクセス制御）しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。 ・特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。		
7. 特定個人情報の保管・消去		
リスク1： 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク		
①NISC政府機関統一基準群	[政府機関ではない]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて遵守している 2) 十分に遵守している 3) 十分に遵守していない 4) 政府機関ではない
②安全管理体制	[十分に整備している]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない
③安全管理規程	[十分に整備している]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない
④安全管理体制・規程の職員への周知	[十分に周知している]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて周知している 2) 十分に周知している 3) 十分に周知していない
⑤物理的対策	[十分に行っている]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
	具体的な対策の内容	＜税務事務における措置＞ ・サーバ及び周辺機器を設置しているマシン室は、施錠管理、ICカードと暗証番号による入退室管理をしている。 ・マシン室には、監視カメラが設置されており、サーバを格納しているラックも施錠管理している。また、マシン室は、免震構造になっており、サーバを格納しているラックも耐震措置を施している。 ・サーバ及び周辺機器には予備電源を設置している。 ・入手した税務関係書類は、施錠できる書庫や倉庫等で保管している。 ＜統合宛名システムにおける措置＞ ・統合宛名システムの設置場所は、入退室者管理及び施錠管理され、有人監視している。 ・統合宛名システムの利用端末機器は、執務室内の職員以外の者が立ち入ることの出来ない場所に、システム管理者の管理の下で設置している。 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ 中間サーバー・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施錠管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。

⑥技術的対策	[十分にしている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分にしている 3) 十分にしていない
	具体的な対策の内容	<税務事務における措置> ・各システムは、青森県情報セキュリティポリシー等に基づき、情報セキュリティ対策が講じられており、その利用に当たっては、職員ごとに割り当てられたユーザIDへのアクセス権限の付与及び当該ユーザID及びパスワードによる認証を行っている。 ・税務電算システムについては、専用端末からのみ利用することができ、専用端末に接続する外部記憶媒体は、個々に登録し、情報セキュリティ責任者が管理している。なお、この登録をしていない外部記録媒体については、税務システムに接続しても認識されないよう制御している。 ・各システムの端末には、ウイルス対策ソフトを備え、システム管理者はウイルス対策ソフト等のエンジンやパターンファイルを、常に最新の状態に保つよう、これらの更新を行う。 ・不正アクセス対策として、ファイアウォール及び侵入検知システムを導入して管理している。 <統合宛名システムにおける措置> ・統合宛名システムでは、ユーザIDによる識別とパスワードによる認証を実施している。 ・統合宛名システムの稼働するLANでは、ファイアウォールによるアクセス制御や侵入検知システムによる外部からの不正アクセス等、青森県セキュリティポリシー等に基づく適切なセキュリティ対策が講じられている。 ・統合宛名システムではウイルス対策ソフトを導入し、随時パターンファイルの更新を行うとともに、OSやミドルウェアについても、随時セキュリティパッチの適用を行うこととしている。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバー・プラットフォームではUTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。 ・中間サーバー・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ・導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。
⑦バックアップ	[十分にしている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分にしている 3) 十分にしていない
⑧事故発生時手順の策定・周知	[十分にしている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分にしている 3) 十分にしていない
⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
	その内容	-
	再発防止策の内容	-
⑩死者の個人番号	[保管している]	<選択肢> 1) 保管している 2) 保管していない
	具体的な保管方法	死者の個人番号は、生存する個人の個人番号と分けて管理しないため、「Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策」において示す、生存する個人の個人番号と同様の管理を行う。

その他の措置の内容	－		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
リスク2： 特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスク			
リスクに対する措置の内容	・特定個人情報は、地方税法の規定による申告及び届出等の提出の都度、随時最新の住所情報等に更新されるほか、賦課徴収事務において、必要に応じて調査等を行い情報の更新を行う。		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
リスク3： 特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク			
消去手順	[定めている]	＜選択肢＞ 1) 定めている 2) 定めていない	
手順の内容	＜税務事務における措置＞ ・保存期間を経過しかつ完納分の特定個人情報については、システムで条件設定し定期的（年度毎）に消去する。外部記憶媒体については、青森県文書取扱規程、青森県情報セキュリティポリシー等に基づき、権限ある職員が物理的破壊により消去する。 ・申告書等の紙媒体については、段ボール箱に入れ、中身が見えないように封をしたうえで、外部業者による運搬・裁断溶解処理を職員の立会いの下で行う。 ＜統合宛名システムにおける措置＞ ・統合宛名システムでは、ユーザIDによる認証と認可機能により、そのユーザがシステム上で利用可能な機能を制限している。 ・情報消去等のメンテナンス作業については、行政経営課員に操作権限を限定し、不用意な誤消去等を防止している。		
その他の措置の内容	－		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置			
－			

IV その他のリスク対策 ※

1. 監査		
①自己点検	[十分にやっている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分にやっている 3) 十分にやっていない
具体的なチェック方法	<税務事務における措置> ・毎年度、全職員が情報セキュリティ対策、個人情報の取扱い及び公文書管理に関する自己点検をそれぞれ行っている。 ・国税連携システムについては、「地方税法施行規則第24条の40第3項第2号及び第3号に規定する電気通信回線その他の電気通信設備に関する技術基準及び情報通信の技術の利用における安全性及び信頼性を確保するために必要な事項に関する基準」(平成31年総務省告示第151号)の達成状況について、自己評価を実施している。 <統合宛名システムにおける措置> ・青森県情報セキュリティポリシー等に基づき、統合宛名システムの運用に携わる職員に対し、定期的に自己点検を行うこととしている。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> 運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、定期的に自己点検を実施することとしている。	
②監査	[十分にやっている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分にやっている 3) 十分にやっていない
具体的な内容	<税務事務における措置> ・青森県情報セキュリティ基本方針及び青森県情報セキュリティ対策基準に基づき、これらの遵守状況を検証するため、定期的(年1回)又は必要に応じて情報セキュリティ監査を実施している。 ・青森県情報セキュリティポリシー等に基づき、適正な税務情報の取扱い及び情報セキュリティ対策が講じられているか、定期的(年1回)に検査を行っている。 ・国税連携システムについては、毎年度、地方税共同機構による情報セキュリティ監査が実施されている。また、同機構が運営する地方税ポータルセンタ(eLTAX)については、同機構において、毎年度、情報セキュリティ監査(外部監査)を実施している。 <統合宛名システムにおける措置> ・青森県情報セキュリティポリシー等に基づき、統合宛名システムについて、定期的に監査を行うこととしている。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> 運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームについて、定期的に監査を行うこととしている。	
2. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分にやっている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分にやっている 3) 十分にやっていない
具体的な方法	<税務事務における措置> ・青森県情報セキュリティ基本方針及び青森県情報セキュリティ対策基準に基づき、情報セキュリティ研修(eラーニング等)を実施している。受講状況は税務課において把握しており、未受講者に対して受講するよう個別に連絡を行っている。 ・地方税法をはじめとした守秘義務規定の遵守及び適正な税務情報の取扱いの徹底について、通達等の発出や会議での周知等により、機会ある都度指導している。 ・税務新任者については、税務新任者研修及び職場内研修で税務電算システム、個人情報保護等に関する研修を行い、税務新任者以外の職員についても、研修等において、同様の指導を行っている。 ・情報セキュリティ対策、個人情報の取扱い及び公文書管理に関する自己点検の結果を踏まえて、その都度、これらの適切な対応について指導している。 ・違反行為を行った者は、その都度指導の上、違反行為の程度によっては懲戒の対象となりうる。 <統合宛名システムにおける措置> ・青森県情報セキュリティポリシー等に基づき、職員に対する情報セキュリティ研修(eラーニング等)を行っており、統合宛名システムの運用に携わる職員についても、同様にセキュリティ研修等を行うこととしている。また、違反行為を行った職員への措置についても同ポリシー等に規定している。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、セキュリティ研修等を実施することとしている。 ・中間サーバー・プラットフォームの業務に就く場合は、運用規則等について研修を行うこととしている。	
3. その他のリスク対策		
<中間サーバー・プラットフォームにおける措置> 中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。 <特定個人情報等の保護に係る庁内の組織体制> ・「県が保有する特定個人情報等の保護に係る事務取扱要綱」を策定し、総括責任者に副知事を充てている。 ・漏えい事案が発生した際には、「漏えい事案発生初動体制マニュアル」に基づき報告を行うこととしている。		

V 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	〒030-8570 青森市長島一丁目1-1 青森県総務部総務文書課文書・情報公開グループ 電話：017-734-9083
②請求方法	指定様式による書面の提出により、開示・訂正・利用停止請求を受け付ける。
特記事項	本県ホームページ上に、請求先、請求方法、諸費用等について掲載している。
③手数料等	[有料] ＜選択肢＞ 1) 有料 2) 無料 【公文書の写しの交付を希望される場合のみ】 ○公文書1枚(A3サイズまで)につき ・白黒コピー 10円 ・カラーコピー 30円 ※電磁的記録を複製したCD-R等の交付を受ける場合は所定の費用) (手数料額、納付方法： ○郵送による交付を希望する場合は上記費用と併せて郵送料 【納付方法】 窓口での現金納付又は納入通知書による納付等
④個人情報ファイル簿の公表	[行っている] ＜選択肢＞ 1) 行っている 2) 行っていない
個人情報ファイル名	税務電算システム
公表場所	①青森県庁東棟1階総合窓口(総務文書課)及び県出先機関窓口 ②本県ホームページ(https://www.pref.aomori.lg.jp/kensei/jkougai/kojinfilebo.html)
⑤法令による特別の手続	—
⑥個人情報ファイル簿への不記載等	—
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	青森県財務部税務課 〒030-8570 青森県青森市長島一丁目1-1 電話：017-734-9064
②対応方法	問合せを受け付けたときは、問合せの内容及びその対応について記録を残す。

VI 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	
②しきい値判断結果	[基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 3) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 4) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に全項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取	
①方法	あおもり県民政策提案実施要綱に基づき実施
②実施日・期間	
③期間を短縮する特段の理由	—
④主な意見の内容	
⑤評価書への反映	—
3. 第三者点検	
①実施日	
②方法	青森県情報公開・個人情報保護審査会において第三者点検を実施した。
③結果	
4. 個人情報保護委員会の承認【行政機関等のみ】	
①提出日	
②個人情報保護委員会による審査	

(別添3)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年7月5日	I. 5	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。) ・第9条第1項 別表第1の16の項及び89の項 ・第9条第2項 ・第9条第5項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 ・第16条及び第64条 青森県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例案	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。) ・第9条第1項 別表第1の16の項及び89の項 ・第9条第2項 ・第9条第5項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 ・第16条及び第64条 青森県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例	事後	時点修正(重要な変更にあたらない)
平成29年7月5日	I. 7. ②	税務課長 上館 誠吾	税務課長 織田 勝則	事後	時点修正(重要な変更にあたらない)
平成29年7月5日	II. 2. ⑤	平成28年1月予定	平成28年1月4日	事後	時点修正(重要な変更にあたらない)
平成29年7月5日	II. 3. ④	1. (略) 2. (略) 3. 行政機関・独立行政法人等 都道府県知事は、地方税法第72の59第1項の規定により、国税庁(税務署)に対し、所得税の申告書等の閲覧又は記録の請求を行った場合は、関係書類を閲覧又は記録することができることとされている。 4. (略) 5. (略)	1. (同左) 2. (同左) 3. 行政機関・独立行政法人等 都道府県知事は、地方税法第72条の59第1項の規定により、国税庁(税務署)に対し、所得税の申告書等の閲覧又は記録の請求を行った場合は、関係書類を閲覧又は記録することができることとされている。 4. (同左) 5. (同左)	事後	誤字脱字の修正(重要な変更にあたらない)
平成29年7月5日	III. 2. リスク4. 入手の際に特定個人情報漏えい・紛失するリスク	<税務事務における措置> ・税務関係書類は、納税義務者等から直接受け取ることを原則とし、郵送の場合は、誤配送を防止するため、所管する県税部名及び所在地を明記して、当該所在地あて送付すよう案内している。 ・入手した税務関係書類は、施錠できる書庫や倉庫等で保管している。 ・各システムから情報を入手する場合は、専用線を用いて行う。 <統合宛名システムにおける措置> (略)	<税務事務における措置> ・税務関係書類は、納税義務者等から直接受け取ることを原則とし、郵送の場合は、誤配送を防止するため、所管する県税部名及び所在地を明記して、当該所在地あて送付すよう案内している。 ・入手した税務関係書類は、施錠できる書庫や倉庫等で保管している。 ・各システムから情報を入手する場合は、専用線を用いて行う。 <統合宛名システムにおける措置> (同左)	事後	誤字脱字の修正(重要な変更にあたらない)
平成30年11月6日	II. 5. 提供先1. ①	番号法第19条第8号	番号法第19条第9号	事後	時点修正(重要な変更にあたらない)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年11月6日	Ⅱ. (別添2) 特定個人情報ファイル記録項目	15. 収納 ≪自動車税収納マスター(米軍収納マスター含む)≫ 登録番号、賦課すべき年度、調定年度、調定年月日、識別コード、歳入年度、歳出区分、調定額、納付額、調定増額、調定増額区分、調定増額年月日、調定減額、調定減額年月日、調定減額区分、不納欠損額、不納欠損区分、不納欠損年月日、過誤納額、収納年月日、領収年月日、負担者コード、収入更正日、滞納処分事由コード、滞納処分年月日、納期限、督促状発付日、引継年月日、納税義務者氏名、住所、郵便番号、電話番号、県住所コード、延滞金計算サイン、過誤納コード	15. 収納 ≪自動車税収納マスター(米軍収納マスター含む)≫ 登録番号、賦課すべき年度、調定年度、調定年月日、識別コード、歳入年度、歳出区分、調定額、納付額、調定増額、調定増額区分、調定増額年月日、調定減額、調定減額年月日、調定減額区分、不納欠損額、不納欠損区分、不納欠損年月日、過誤納額、収納年月日、領収年月日、負担者コード、収入更正日、滞納処分事由コード、滞納処分年月日、納期限、督促状発付日、引継年月日、納税義務者氏名、住所、郵便番号、電話番号、県住所コード、延滞金計算サイン、過誤納コード、DV等被害者情報サイン	事後	時点修正(重要な変更にならない)
平成30年11月6日	Ⅲ. 5. リスク3. 誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスク	・国税連携システム(eLTAX)において特定個人情報の提供処理を行う場合、システムでは決められた機能以外での提供は行うことはできず、提供先として国税庁及び都道府県以外を設定することはできない仕様となっている。また、地方税ポータルセンタ(eLTAX)と都道府県間は閉域網であるLGWAN、地方税ポータルセンタ(eLTAX)と国税庁間は専用回線を用いており、データを暗号化をしているため情報漏えいや紛失のリスクが軽減されている。 ・国税連携システム(eLTAX)では、特定個人情報の提供は、番号法施行規則第20条第2号の規定に基づき、安全性及び信頼性を確保するために必要な基準として、内閣総理大臣が定める基準に従っている。	・国税連携システム(eLTAX)において特定個人情報の提供処理を行う場合、システムでは決められた機能以外での提供は行うことはできず、提供先として国税庁及び都道府県以外を設定することはできない仕様となっている。また、地方税ポータルセンタ(eLTAX)と都道府県間は閉域網であるLGWAN、地方税ポータルセンタ(eLTAX)と国税庁間は専用回線を用いており、データを暗号化をしているため情報漏えいや紛失のリスクが軽減されている。 ・国税連携システム(eLTAX)では、特定個人情報の提供は、番号法施行規則第20条第3号の規定に基づき、安全性及び信頼性を確保するために必要な基準として、内閣総理大臣が定める基準に従っている。	事後	時点修正(重要な変更にならない)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年11月6日	Ⅲ. 6. リスク1. 目的外の入手が行われるリスク	<統合宛名システムにおける措置> (略) <中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ・情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可照合リスト(※2)との照合を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。 ・中間サーバーの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※1)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。 (※2)番号法別表第2及び第19条第14号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。 (※3)中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。	<統合宛名システムにおける措置> (同左) <中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ・情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可照合リスト(※2)との照合を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。 ・中間サーバーの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※1)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。 (※2)番号法別表第2及び第19条第15号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。 (※3)中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。	事後	時点修正(重要な変更にあたらない)
令和1年6月25日	表紙. 特記事項	青森県(総務部税務課)	青森県(総務部税務課及び各地域県民局県税部)	事後	適切な表現に修正(重要な変更にあたらない)
令和1年6月25日	I. 2. システム3. ②	所得税の確定申告書及び修正申告書並びにこれらの添付書類(以下「所得税申告書等」という。)の地方団体への電子的送付(所得税申告書等のデータ連携)を行う。 所得税申告書等のデータ連携は、一般社団法人地方税電子化協議会が運営する地方税ポータルシステム(eLTAX)を通じて、国税庁及び各地方公共団体で行う。 【主な機能】 (略)	所得税の確定申告書及び修正申告書並びにこれらの添付書類(以下「所得税申告書等」という。)の地方団体への電子的送付(所得税申告書等のデータ連携)を行う。 所得税申告書等のデータ連携は、地方税共同機構が運営する地方税ポータルシステム(eLTAX)を通じて、国税庁及び各地方公共団体で行う。 【主な機能】 (同左)	事後	時点修正(重要な変更にあたらない)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月25日	I. 2. システム3. ③	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 宛名システム等 ☐ 税務システム ☐ その他（ ）	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 宛名システム等 ☐ 税務システム ☐ その他（地方税ポータルシステム（eLTAX））	事後	時点修正（重要な変更にあたらない）
令和1年6月25日	I. 2. システム5. ③	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 宛名システム等 ☐ 税務システム ☐ その他（中間サーバー）	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 宛名システム等 ☐ 税務システム ☐ その他（中間サーバー）	事後	時点修正（重要な変更にあたらない）
令和1年6月25日	I. 2. システム7. ③	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 宛名システム等 ☐ 税務システム ☐ その他（ ）	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 宛名システム等 ☐ 税務システム ☐ その他（ ）	事後	時点修正（重要な変更にあたらない）
令和1年6月25日	I. 7. ②	税務課長 織田 勝則	税務課長	事後	様式改正（重要な変更にあたらない）
令和1年6月25日	I. （別添1）事務の内容	国税庁→国税連携システム→税務電算システム	国税庁→地方税ポータルシステム（eLTAX）→国税連携システム→税務電算システム	事後	時点修正（重要な変更にあたらない）
令和1年6月25日	I. （別添1）事務の内容	J-LIS 青森県	地方税情報システム機構 青森県（総務部税務課及び各地域県民局県税部）	事後	適切な表現に修正（重要な変更にあたらない）
令和1年6月25日	I. （別添1）備考	-	※ 電子申請・届出システム及び滞納管理システムは特定個人情報を含まない。	事後	補足説明追加（重要な変更にあたらない）
令和1年6月25日	II. 2. ⑤	平成28年1月4日	平成28年1月4日（重要な変更の実施 令和元年7月）	事前	時点修正（重要な変更にあたらない）

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月25日	Ⅱ. 3. ②	☐ 紙 ☐ 電子媒体体(フラッシュメモリを除く。) ☐ フラッシュメモリ ☐ 電子メール ☐ 専用線 ☐ 庁内連携システム ☐ 情報提供ネットワーク ☐ その他(国税連携システム(eLTAX))	☐ 紙 ☐ 電子媒体体(フラッシュメモリを除く。) ☐ フラッシュメモリ ☐ 電子メール ☐ 専用線 ☐ 庁内連携システム ☐ 情報提供ネットワーク ☐ その他(国税連携システム(eLTAX)、住民基本台帳ネットワークシステム)	事後	時点修正(重要な変更にならない)
令和1年6月25日	Ⅱ. 4. 委託の有無	委託する 3件	委託する 4件	事前	重要な変更
令和1年6月25日	Ⅱ. 4. 委託事項3. ②. その妥当性	所得税申告書等のデータ連携は、一般社団法人地方税電子化協議会が運営する地方税ポータルシステム(eLTAX)を通じて、国税庁及び各地方公共団体で行うこととされており、当該運営に関する業務を行うため、特定個人情報ファイルを取り扱う必要がある。	所得税申告書等のデータ連携は、地方税共同機構が運営する地方税ポータルシステム(eLTAX)を通じて、国税庁及び各地方公共団体で行うこととされており、当該運営に関する業務を行うため、特定個人情報ファイルを取り扱う必要がある。	事後	時点修正(重要な変更にならない)
令和1年6月25日	Ⅱ. 4. 委託事項3. ⑤	一般社団法人地方税電子化協議会が運営するeLTAXホームページ	地方税共同機構が運営するeLTAXホームページ	事後	時点修正(重要な変更にならない)
令和1年6月25日	Ⅱ. 4. 委託事項3. ⑥	一般社団法人地方税電子化協議会	地方税共同機構	事後	時点修正(重要な変更にならない)
令和1年6月25日	Ⅱ. 4. 委託事項3. ⑧	一般社団法人地方税電子化協議会の会員団体の職員等により構成された理事会で許諾されている。また、総会においても、全会員団体に報告されることにより許諾している。	地方税共同機構の会員団体の職員等により構成された理事会で許諾されている。また、総会においても、全会員団体に報告されることにより許諾している。	事後	時点修正(重要な変更にならない)
令和1年6月25日	Ⅱ. 4. 委託事項	-	委託事項4 国税連携システムのLGWAN-ASPサービス提供業務 を追加	事前	重要な変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月25日	Ⅱ. 6. ①	＜税務事務における措置＞ ・ICカードによる入退室の管理が行われ、特定の者のみが入室できる室内に設置したサーバ内で保管している。 ・各地域県民局県税部の執務室内で、職員以外の者が立ち入ることのできない場所に、システム管理者の管理下で、セキュリティワイヤにより固定するなどの必要な措置を講じたパソコンで保管している。 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ (略)	＜税務事務における措置＞ ・ICカード(国税連携システムのLGWAN-ASPサービス提供事業者所有のデータセンターにおいては生体認証)による入退室の管理が行われ、特定の者のみが入室できる室内に設置したサーバ内で保管している。 ・各地域県民局県税部の執務室内で、職員以外の者が立ち入ることのできない場所に、システム管理者の管理下で、セキュリティワイヤにより固定するなどの必要な措置を講じたパソコンを使用し、税務電算システム内に保管している。 ・入手した税務関係書類は、施錠できる書庫や倉庫等で保管している。 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ (同左)	事前	重要な変更
令和1年6月25日	Ⅱ. 6. ③	＜税務事務における措置＞ ・データについては、青森県文書取扱規程、青森県情報セキュリティ基本方針等に基づき、権限ある職員がシステム上の処理又は物理的破壊により消去する。 ・申告書等の紙媒体については、外部業者による裁断溶解処理を行う。 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ (略)	＜税務事務における措置＞ ・データについては、青森県文書取扱規程、青森県情報セキュリティ基本方針等に基づき、権限ある職員がシステム上の処理又は物理的破壊により消去する。 ・申告書等の紙媒体については、外部業者による裁断溶解処理を職員の立会いの下で行う。 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ (同左)	事後	時点修正(重要な変更に当たらない)
令和1年6月25日	Ⅱ. (別添2)特定個人情報ファイル記録項目	《身障者ファイル》 登録番号、賦課すべき年度、調定年度、識別コード、歳出区分、納税者漢字氏名、県住所コード、住所、番地、方書、郵便番号、身体障害者等、漢字氏名、県住所コード、住所、番地、方書、郵便番号、カナ氏名、運転者漢字氏名、県住所コード、住所、番地、方書、郵便番号、身体障害者手帳(※)、運転免許証番号、交付台帳等まつ消年月日、装置コード、翌年度減免対象サイン、減免取消サイン、該当・非該当サイン、減免予定通知書発付サイン、減免予定通知書出力有無コード	《身障者ファイル》 登録番号、賦課すべき年度、調定年度、識別コード、歳出区分、納税者漢字氏名、県住所コード、住所、番地、方書、郵便番号、身体障害者等、漢字氏名、県住所コード、住所、番地、方書、郵便番号、カナ氏名、運転者漢字氏名、県住所コード、住所、番地、方書、郵便番号、身体障害者手帳(※)、運転免許証番号、交付台帳等まつ消年月日、装置コード、翌年度減免対象サイン、減免取消サイン、該当・非該当サイン、減免予定通知書発付サイン、減免予定通知書出力有無コード ※要配慮個人情報	事後	時点修正(重要な変更に当たらない)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月25日	Ⅱ. (別添2) 特定個人情報ファイル記録項目	《自動車税収納マスター(米軍収納マスター含む)》 登録番号、賦課すべき年度、調定年度、調定年月日、識別コード、歳入年度、歳出区分、調定額、納付額、調定増額、調定増額区分、調定増額年月日、調定減額、調定減額年月日、調定減額区分、不納欠損額、不納欠損区分、不納欠損年月日、過誤納額、収納年月日、領収年月日、負担者コード、収入更正日、滞納処分事由コード、滞納処分年月日、納期限、督促状発付日、引継年月日、納税義務者氏名、住所、郵便番号、電話番号、県住所コード、延滞金計算サイン、過誤納コード、DV等被害者情報サイン	《自動車税収納マスター(米軍収納マスター含む)》 登録番号、賦課すべき年度、調定年度、調定年月日、識別コード、歳入年度、歳出区分、調定額、納付額、調定増額、調定増額区分、調定増額年月日、調定減額、調定減額年月日、調定減額区分、不納欠損額、不納欠損区分、不納欠損年月日、過誤納額、収納年月日、領収年月日、負担者コード、収入更正日、滞納処分事由コード、滞納処分年月日、納期限、督促状発付日、引継年月日、納税義務者氏名、住所、郵便番号、電話番号、県住所コード、延滞金計算サイン、過誤納コード、DV等被害者情報サイン(※) ※要配慮個人情報	事後	時点修正(重要な変更にあたらない)
令和1年6月25日	Ⅲ. 2. リスク4. リスクに対する措置の内容	＜税務事務における措置＞ ・税務関係書類は、納税義務者等から直接受け取ることを原則とし、郵送の場合は、誤配送を防止するため、所管する県税部名及び所在地を明記して、当該所在地あて送付するよう案内している。 ・入手した税務関係書類は、施錠できる書庫や倉庫等で保管している。 ・各システムから情報を入手する場合は、専用線を用いて行う。 ＜統合宛名システムにおける措置＞(略)	＜税務事務における措置＞ ・税務関係書類は、納税義務者等から直接受け取ることを原則とし、郵送の場合は、誤配送を防止するため、所管する県税部名及び所在地を明記して、当該所在地あて送付するよう案内している。 ・入手した税務関係書類は、施錠できる書庫や倉庫等で保管している。 ・各システムから情報を入手する場合は、専用線を用いて行う。 ・電子記録媒体又はフラッシュメモリを使用する場合は、情報を暗号化する。 ＜統合宛名システムにおける措置＞(同左)	事後	時点修正(重要な変更にあたらない)
令和1年6月25日	Ⅲ. 3. リスク2. 特定個人情報の使用の記録. 具体的な方法	＜税務システムにおける措置＞ ・税務電算システムの閲覧状況については、アクセスログを記録し、必要に応じて検査を行うとともに、記録簿により、閲覧年月日、ログイン・ログアウト時間及び利用目的等を複数職員で確認している。 ・滞納管理システムについては、青森県情報セキュリティポリシー等に基づき、システム管理者が運用管理しており、毎日、その使用状況の確認等を行っている。 ＜統合宛名システムにおける措置＞(略)	＜税務システムにおける措置＞ ・税務電算システムの閲覧状況については、アクセスログを記録し、必要に応じて検査を行うとともに、記録簿により、閲覧年月日、ログイン・ログアウト時間及び利用目的等を複数職員で確認している。 ・滞納管理システムについては、青森県情報セキュリティポリシー等に基づき、システム管理者が運用管理しており、毎日、その使用状況の確認等を行っている。 ・国税連携システムについては、操作ログ及びアクセスログを記録し、必要に応じて確認等を行う。 ＜統合宛名システムにおける措置＞(同左)	事後	時点修正(重要な変更にあたらない)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月25日	Ⅲ. 4. 情報保護管理体制の確認	・委託先の選定に当たっては、青森県情報セキュリティポリシー等に基づき、情報セキュリティ対策が確保されることを確認し、委託先(再委託先を含む。)には、青森県情報セキュリティポリシー等のうち委託先が守るべき内容の遵守及びその機密事項を説明しなければならないこととされている。 ・委託先との契約に当たっては、青森県個人情報保護条例及び青森県情報セキュリティポリシー等に基づき、個人情報の適正な取扱い及び情報セキュリティ対策に関する事項を明記した契約を締結し、委託先に当該事項の遵守を徹底させるとともに、契約期間中にあっては、必要に応じて当該事項に係る確認及び措置を行うこととしている。	・委託先の選定に当たっては、青森県情報セキュリティポリシー等に基づき、情報セキュリティ対策が確保されることを確認し、委託先(再委託先を含む。)には、青森県情報セキュリティポリシー等のうち委託先が守るべき内容の遵守及びその機密事項を説明しなければならないこととされている。 ・委託先との契約に当たっては、青森県個人情報保護条例及び青森県情報セキュリティポリシー等に基づき、個人情報の適正な取扱い及び情報セキュリティ対策に関する事項を明記した契約を締結し、委託先に当該事項の遵守を徹底させるとともに、契約期間中にあっては、必要に応じて当該事項に係る確認及び措置を行うこととしている。 ・国税連携システムのLGWAN-ASPサービス提供業務は、地方税共同機構が認定委託先事業者の認定等に関する要綱に基づき認定した事業者に委託している。当該事業者は、ISMS認証(又はプライバシーマーク)を取得しているとともに、「地方税法施行規則第24条の40第3項第2号及び第3号に規定する電気通信回線その他の電気通信設備に関する技術基準及び情報通信の技術の利用における安全性及び信頼性を確保するために必要な事項に関する基準」(平成31年総務省告示第151号)の各規定に適合したセキュリティ対策が確保されると認められている。また、地方税共同機構による情報セキュリティ監査が実施されており、監査結果についての報告	事前	時点修正(重要な変更にあたらない)
令和1年6月25日	Ⅲ. 7. リスク1. ⑤. 具体的な対策の内容	<税務事務における措置> ・ホストコンピュータ及び周辺機器の設置場所は、施錠管理及び入退室管理されており、防火設備が整っている。 ・ホストコンピュータ及び周辺機器については、耐震措置が行われており、施錠管理を行っている。 ・ホストコンピュータ及び周辺機器の電源については、予備電源を設置しており、非常用発電機も備え付けがある。 ・端末機器については、執務室内の職員以外の者が立ち入ることのできない場所に、システム管理者の管理下で、セキュリティワイヤにより固定するなどの必要な措置を講じている。 <統合宛名システムにおける措置> (略) <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> (略)	<税務事務における措置> ・ホストコンピュータ及び周辺機器の設置場所は、施錠管理及び入退室管理されており、防火設備が整っている。 ・ホストコンピュータ及び周辺機器については、耐震措置が行われており、施錠管理を行っている。 ・ホストコンピュータ及び周辺機器の電源については、予備電源を設置しており、非常用発電機も備え付けがある。 ・端末機器については、執務室内の職員以外の者が立ち入ることのできない場所に、システム管理者の管理下で、セキュリティワイヤにより固定するなどの必要な措置を講じている。 ・入手した税務関係書類は、施錠できる書庫や倉庫等で保管している。 <統合宛名システムにおける措置> (同左) <中間サーバー・プラットフォームにおける措置>	事後	時点修正(重要な変更にあたらない)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月25日	Ⅲ. 7. リスク3. 消去手順. 手順の内容	<税務事務における措置> ・データについては、青森県文書取扱規程、青森県情報セキュリティポリシー等に基づき、権限ある職員がシステム上の処理又は物理的破壊により消去する。 ・申告書等の紙媒体については、外部業者による裁断溶解処理を行う。 <統合宛名システムにおける措置> (略)	<税務事務における措置> ・データについては、青森県文書取扱規程、青森県情報セキュリティポリシー等に基づき、権限ある職員がシステム上の処理又は物理的破壊により消去する。 ・申告書等の紙媒体については、外部業者による裁断溶解処理を職員の立会いの下で行う。 <統合宛名システムにおける措置> (同左)	事後	時点修正(重要な変更にならない)
令和1年6月25日	Ⅳ. 1. ①. 具体的なチェック方法	<税務事務における措置> ・毎年度、全職員が情報セキュリティ対策、個人情報の取扱い及び公文書管理に関する自己点検をそれぞれ行っている。 ・国税連携システムについては、「電気通信回線その他の電気通信設備に関する技術基準及び情報通信の技術の利用における安全性及び信頼性を確保するために必要な事項に関する基準(平成25年総務省告示第206号)」の達成状況について、自己評価を実施している。 <統合宛名システムにおける措置> (略) <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> (略)	<税務事務における措置> ・毎年度、全職員が情報セキュリティ対策、個人情報の取扱い及び公文書管理に関する自己点検をそれぞれ行っている。 ・国税連携システムについては、「地方税法施行規則第24条の40第3項第2号及び第3号に規定する電気通信回線その他の電気通信設備に関する技術基準及び情報通信の技術の利用における安全性及び信頼性を確保するために必要な事項に関する基準」(平成31年総務省告示第151号)の達成状況について、自己評価を実施している。 <統合宛名システムにおける措置> (同左) <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> (同左)	事後	時点修正(重要な変更にならない)
令和1年6月25日	Ⅳ. 1. ②. 具体的な内容	<税務事務における措置> ・(略) ・(略) ・国税連携システムについては、毎年度、一般社団法人地方税電子化協議会による情報セキュリティ監査が実施されている。また、同協議会が運営する地方税ポータルセンタ(eLTAX)については、同協議会において、毎年度、情報セキュリティ監査(外部監査)を実施している。 <統合宛名システムにおける措置> (略) <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> (略)	<税務事務における措置> ・(同左) ・(同左) ・国税連携システムについては、毎年度、地方税共同機構による情報セキュリティ監査が実施されている。また、同機構が運営する地方税ポータルセンタ(eLTAX)については、同機構において、毎年度、情報セキュリティ監査(外部監査)を実施している。 <統合宛名システムにおける措置> (同左) <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> (同左)	事後	時点修正(重要な変更にならない)
令和1年6月25日	Ⅴ. 1. ④. 公表場所	①青森県庁北棟1階県政情報センター及び県出先機関窓口	①青森県庁東棟1階県政情報センター及び県出先機関窓口	事後	時点修正(重要な変更にならない)
令和1年6月25日	Ⅵ. 1. ①	平成27年3月1日	平成30年11月15日	事後	時点修正(重要な変更にならない)
令和1年6月25日	Ⅵ. 2. ②	平成27年5月13日から6月11日	平成30年11月22日から12月21日	事後	時点修正(重要な変更にならない)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月25日	Ⅵ. 3. ①	平成27年6月26日、平成27年7月24日、平成27年8月28日	平成31年1月18日	事後	時点修正(重要な変更にあたらない)
令和1年6月25日	Ⅵ. 3. ③	第三者点検で以下の意見があった。 対象業務に係る全項目評価書及び関係資料について審議した結果、当該評価書の内容は、適切に記述されていると認められる。 なお、特定個人情報ファイルの取扱いの委託に関しては、委託先従業員等からの情報漏えい等事案の発生を予防する観点から、管理区域(特定個人情報ファイルを取り扱う情報システムを管理する区域)への私物の持込みの禁止を徹底することについても、今後、検討していくべきと考える。	対象業務に係る全項目評価書及び関係資料について審議した結果、当該評価書の内容は、適切に記述されていると認められる。	事後	時点修正(重要な変更にあたらない)
令和3年9月8日	Ⅰ. 6. ②	番号法 ・第19条第7項 別表第2の28の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 ・第21条	番号法 ・第19条第8号 別表第2の28の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 ・第21条	事後	時点修正(重要な変更にあたらない)
令和3年9月8日	Ⅱ. 3. ①	【○】評価実施期間内の他部署(総務部市町村課、企画政策部情報システム課、健康福祉部健康福祉政策課及び障害福祉課、障害者相談センター)	【○】評価実施期間内の他部署(総務部行政経営課及び市町村課、健康福祉部健康福祉政策課及び障害福祉課、障害者相談センター)	事後	時点修正(重要な変更にあたらない)
令和3年9月8日	Ⅱ. 5. 提供先1. ①	番号法第19条第9号	番号法第19条第10号	事後	時点修正(重要な変更にあたらない)
令和3年9月8日	Ⅱ. 6. ②. その妥当性	<税務事務における措置> 地方税法の更正、決定等の期間制限の規定に基づき、青森県文書取扱規程で行政文書の類型ごとに保存期間を定めており、原則として当該保存期間で保管することとなるが、滞納処分等による時効の中断があった場合は、当該時効の中断に基づき、保存期間を延長し、保管する必要がある。 【留意事項】 (略) <国税連携システム(eLTAX)における措置> (略)	<税務事務における措置> 地方税法の更正、決定等の期間制限の規定に基づき、青森県文書取扱規程で行政文書の類型ごとに保存期間を定めており、原則として当該保存期間で保管することとなるが、滞納処分等による時効の完成猶予及び更新があった場合は、当該時効の完成猶予及び更新に基づき、保存期間を延長し、保管する必要がある。 【留意事項】 (略) <国税連携システム(eLTAX)における措置> (略)	事後	時点修正(重要な変更にあたらない)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年9月8日	Ⅲ. 2. リスク1: 目的外の入手が行われるリスク. 対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	<税務事務における措置> (略) <統合宛名システムにおける措置> ・統合宛名システムでは、統合宛名番号の付番にあたり、個人番号で一意に識別することで、個人に対して複数の統合宛名番号は付番されないため、統合宛名番号は団体内において個人と1対1対応となる。 ・住民基本台帳ネットワークシステムからの入手については、対象者を特定できる情報を指定して住民基本台帳ネットワークシステムに情報の提供を求めている。 ・住民基本台帳ネットワークシステムからの入手に使用する電子記録媒体は、セキュリティ対策済みの専用媒体を使用し、取扱いをサーバー室内に限定し、情報システム課員による厳格な管理を行っている。また、連携作業毎に取得した情報を確認し作業記録を残すとともに、作業前後で媒体の初期化を行い、媒体上での不必要な情報の混入や保存を防止している。	<税務事務における措置> (同左) <統合宛名システムにおける措置> ・統合宛名システムでは、統合宛名番号の付番にあたり、個人番号で一意に識別することで、個人に対して複数の統合宛名番号は付番されないため、統合宛名番号は団体内において個人と1対1対応となる。 ・住民基本台帳ネットワークシステムからの入手については、対象者を特定できる情報を指定して住民基本台帳ネットワークシステムに情報の提供を求めている。 ・住民基本台帳ネットワークシステムからの入手に使用する電子記録媒体は、セキュリティ対策済みの専用媒体を使用し、取扱いをサーバー室内に限定し、行政経営課員による厳格な管理を行っている。また、連携作業毎に取得した情報を確認し作業記録を残すとともに、作業前後で媒体の初期化を行い、媒体上での不必要な情報の混入や保存を防止している。	事後	時点修正(重要な変更にあたらない)
令和3年9月8日	Ⅲ. 2. リスク1: 目的外の入手が行われるリスク. 必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容	<税務事務における措置> (略) <統合宛名システムにおける措置> ・統合宛名システムでは、ユーザ単位でアクセス権限を付与でき、不必要な情報へのアクセスを防止している。 ・住民基本台帳ネットワークシステムからの入手については、対象者を特定できる情報を指定して住民基本台帳ネットワークシステムに情報の提供を求めている。 ・住民基本台帳ネットワークシステムからの入手に使用する電子記録媒体は、セキュリティ対策済みの専用媒体を使用し、取扱いをサーバー室内に限定し、情報システム課員による厳格な管理を行っている。また、連携作業毎に取得した情報を確認し作業記録を残すとともに、作業前後で媒体の初期化を行い、媒体上での不必要な情報の混入や保存を防止している。	<税務事務における措置> (略) <統合宛名システムにおける措置> ・統合宛名システムでは、ユーザ単位でアクセス権限を付与でき、不必要な情報へのアクセスを防止している。 ・住民基本台帳ネットワークシステムからの入手については、対象者を特定できる情報を指定して住民基本台帳ネットワークシステムに情報の提供を求めている。 ・住民基本台帳ネットワークシステムからの入手に使用する電子記録媒体は、セキュリティ対策済みの専用媒体を使用し、取扱いをサーバー室内に限定し、行政経営課員による厳格な管理を行っている。また、連携作業毎に取得した情報を確認し作業記録を残すとともに、作業前後で媒体の初期化を行い、媒体上での不必要な情報の混入や保存を防止している。	事後	時点修正(重要な変更にあたらない)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年9月8日	Ⅲ. 2. リスク3: 入手した特定個人情報 that 不正確であるリスク. 特定個人情報の正確性確保の措置の内容	<税務事務における措置> (略) <統合宛名システムにおける措置> ・統合宛名システムでは、個人番号の入手にあたっては、チェックデジットを確認している。 ・住民基本台帳ネットワークシステムから特定個人情報入手する際には、当該対象者の個人番号を指定することを必須としており、当該対象者の情報であることを担保している。 ・住民基本台帳ネットワークシステムからの入手に使用する電子記録媒体は、セキュリティ対策済みの専用媒体を使用し、取扱いをサーバー室内に限定し、情報システム課員による厳格な管理を行っている。また、連携作業毎に取得した情報を確認し作業記録を残すとともに、作業前後で媒体の初期化を行い、媒体上での不必要な情報の混入や保存を防止している。	<税務事務における措置> (同左) <統合宛名システムにおける措置> ・統合宛名システムでは、個人番号の入手にあたっては、チェックデジットを確認している。 ・住民基本台帳ネットワークシステムから特定個人情報入手する際には、当該対象者の個人番号を指定することを必須としており、当該対象者の情報であることを担保している。 ・住民基本台帳ネットワークシステムからの入手に使用する電子記録媒体は、セキュリティ対策済みの専用媒体を使用し、取扱いをサーバー室内に限定し、行政経営課員による厳格な管理を行っている。また、連携作業毎に取得した情報を確認し作業記録を残すとともに、作業前後で媒体の初期化を行い、媒体上での不必要な情報の混入や保存を防止している。	事後	時点修正(重要な変更にあたらない)
令和3年9月8日	Ⅲ. 2. リスク4: 入手の際に特定個人情報 that 漏えい・紛失するリスク. リスクに対する措置の内容	<税務事務における措置> (略) <統合宛名システムにおける措置> ・統合宛名システムでは、操作者による認証から認証解除を行うまでの間、監査証跡の記録を行っており、不適切な操作を抑止する効果を講じている。 ・統合宛名システムでは、ユーザ単位でアクセス権限を付与でき、不必要な情報へのアクセスを防止している。 ・住民基本台帳ネットワークシステムからの入手は、あらかじめ運用者を限定することで、詐取・奪取が行われないようにしている。 ・住民基本台帳ネットワークシステムからの入手に使用する電子記録媒体は、セキュリティ対策済みの専用媒体を使用し、取扱いをサーバー室内に限定し、情報システム課員による厳格な管理を行っている。また、媒体の外部持ち出しを禁止し、廃棄の際には物理的破壊により漏えい・紛失防止措置を講じている。	<税務事務における措置> (同左) <統合宛名システムにおける措置> ・統合宛名システムでは、操作者による認証から認証解除を行うまでの間、監査証跡の記録を行っており、不適切な操作を抑止する効果を講じている。 ・統合宛名システムでは、ユーザ単位でアクセス権限を付与でき、不必要な情報へのアクセスを防止している。 ・住民基本台帳ネットワークシステムからの入手は、あらかじめ運用者を限定することで、詐取・奪取が行われないようにしている。 ・住民基本台帳ネットワークシステムからの入手に使用する電子記録媒体は、セキュリティ対策済みの専用媒体を使用し、取扱いをサーバー室内に限定し、行政経営課員による厳格な管理を行っている。また、媒体の外部持ち出しを禁止し、廃棄の際には物理的破壊により漏えい・紛失防止措置を講じている。	事後	時点修正(重要な変更にあたらない)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年9月8日	Ⅲ. 3. リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク. アクセス権限の発効・失効の管理	<税務システムにおける措置> (略) <統合宛名システムにおける措置> ・統合宛名システムでは、ユーザ単位で権限付与を実施できる機能を有している。 ・統合宛名システムへのユーザIDごとのアクセス権限については、情報システム課が管理を行い、登録／変更の際は、情報システム課が設定の変更を行っている。その他の者は、アクセス権限の登録／変更を行うためのアクセス権限が与えられていない。 ・人事異動の場合等、権限が不要となった場合は、情報システム課が、不要となったIDや権限を変更または削除する。	<税務システムにおける措置> (同左) <統合宛名システムにおける措置> ・統合宛名システムでは、ユーザ単位で権限付与を実施できる機能を有している。 ・統合宛名システムへのユーザIDごとのアクセス権限については、行政経営課が管理を行い、登録／変更の際は、行政経営課が設定の変更を行っている。その他の者は、アクセス権限の登録／変更を行うためのアクセス権限が与えられていない。 ・人事異動の場合等、権限が不要となった場合は、行政経営課が、不要となったIDや権限を変更または削除する。	事後	時点修正(重要な変更に当たらない)
令和3年9月8日	Ⅲ. 3. リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク. アクセス権限の管理	<税務システムにおける措置> (略) <統合宛名システムにおける措置> ・統合宛名システムでは、ユーザ単位でアクセス権限を管理している。 ・統合宛名システムへのユーザIDごとのアクセス権限については、情報システム課が管理を行っている。 ・ユーザIDやアクセス権限については、情報システム課が随時確認し、不要となったIDや権限を変更または削除する。	<税務システムにおける措置> (同左) <統合宛名システムにおける措置> ・統合宛名システムでは、ユーザ単位でアクセス権限を管理している。 ・統合宛名システムへのユーザIDごとのアクセス権限については、行政経営課が管理を行っている。 ・ユーザIDやアクセス権限については、行政経営課が随時確認し、不要となったIDや権限を変更または削除する。	事後	時点修正(重要な変更に当たらない)
令和3年9月8日	Ⅲ. 3. リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク. 特定個人情報の使用の記録	<税務システムにおける措置> (略) <統合宛名システムにおける措置> ・統合宛名システムでは、操作者による認証から認証解除を行うまでの間、監査証跡の記録を行っている。 ・監査証跡については7年間保存し、月に1度情報システム課が検査・分析を行い、不正アクセス(操作)がないことを確認している。	<税務システムにおける措置> (同左) <統合宛名システムにおける措置> ・統合宛名システムでは、操作者による認証から認証解除を行うまでの間、監査証跡の記録を行っている。 ・監査証跡については7年間保存し、月に1度行政経営課が検査・分析を行い、不正アクセス(操作)がないことを確認している。	事後	時点修正(重要な変更に当たらない)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年9月8日	Ⅲ. 3. リスク3: 従業者が事務外で使用するリスク. リスクに対する措置の内容	< 税務システムにおける措置 > (略) < 統合宛名システムにおける措置 > ・統合宛名システムでは、ユーザIDによる認証と認可機能により、そのユーザがシステム上で利用可能な機能を制限することで、個人番号関連業務関係者以外はアクセスできないよう対策を実施している。 ・統合宛名システムへのユーザIDごとのアクセス権限については、情報システム課が管理を行い、登録／変更の際は、情報システム課が設定の変更を行っている。 ・ユーザIDやアクセス権限については、情報システム課が随時確認し、不要となったIDや権限を変更または削除する。 ・統合宛名システムの操作(異動権限あり)者が、退職や別部門へ異動する場合は、異動日をもって統合宛名システムの利用ができないよう、利用権限を変更・確認している。 < 統合宛名システムの運用における措置 > (略)	< 税務システムにおける措置 > (同左) < 統合宛名システムにおける措置 > ・統合宛名システムでは、ユーザIDによる認証と認可機能により、そのユーザがシステム上で利用可能な機能を制限することで、個人番号関連業務関係者以外はアクセスできないよう対策を実施している。 ・統合宛名システムへのユーザIDごとのアクセス権限については、行政経営課が管理を行い、登録／変更の際は、行政経営課が設定の変更を行っている。 ・ユーザIDやアクセス権限については、行政経営課が随時確認し、不要となったIDや権限を変更または削除する。 ・統合宛名システムの操作(異動権限あり)者が、退職や別部門へ異動する場合は、異動日をもって統合宛名システムの利用ができないよう、利用権限を変更・確認している。 < 統合宛名システムの運用における措置 > (同左)	事後	時点修正(重要な変更にあたらない)
令和3年9月8日	Ⅲ. 3. リスク4: 特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク. リスクに対する措置の内容	< 税務システムにおける措置 > (略) < 統合宛名システムにおける措置 > ・本番環境不具合時の運用対策として、特定個人情報ファイルが含まれるシステムディスクの複製(コピー)を行っているが、複製データへのアクセス権限については情報システム課員以外は行えないように、複製データで構築された特定個人情報を扱うシステムの操作認証は適切な方法で実施する。	< 税務システムにおける措置 > (略) < 統合宛名システムにおける措置 > ・本番環境不具合時の運用対策として、特定個人情報ファイルが含まれるシステムディスクの複製(コピー)を行っているが、複製データへのアクセス権限については行政経営課員以外は行えないように、複製データで構築された特定個人情報を扱うシステムの操作認証は適切な方法で実施する。	事後	時点修正(重要な変更にあたらない)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年9月8日	Ⅲ. 6. リスク1: 目的外の入手が行われるリスク	<統合宛名システムにおける措置> (略) <中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ・情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可照合リスト(※2)との照合を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。 ・中間サーバーの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※1)(略) (※2)番号法別表第2及び第19条第15号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報にリスト化したもの。 (※3)(略)	<統合宛名システムにおける措置> (同左) <中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ・情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可照合リスト(※2)との照合を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。 ・中間サーバーの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※1)(同左) (※2)番号法別表第2及び第19条第16号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報にリスト化したもの。 (※3)(同左)	事後	時点修正(重要な変更にあたらない)
令和3年9月8日	Ⅲ. 7. リスク3: 特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク	<税務事務における措置> (略) <統合宛名システムにおける措置> ・統合宛名システムでは、ユーザIDによる認証と認可機能により、そのユーザがシステム上で利用可能な機能を制限している。 ・情報消去等のメンテナンス作業については、情報システム課員に操作権限を限定し、不用意な誤消去等を防止している。	<税務事務における措置> (同左) <統合宛名システムにおける措置> ・統合宛名システムでは、ユーザIDによる認証と認可機能により、そのユーザがシステム上で利用可能な機能を制限している。 ・情報消去等のメンテナンス作業については、行政経営課員に操作権限を限定し、不用意な誤消去等を防止している。	事後	時点修正(重要な変更にあたらない)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年10月25日	I . I . ②	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による県税の賦課徴収又は県税に関する調査(犯則事件の調査を含む。))に関する事務並びに地方法人特別税等に関する暫定措置法による地方法人特別税の賦課徴収又は地方法人特別税に関する調査(犯則事件の調査を含む。))に関する事務を行う。 【主な内容】 (略) ※詳細は、「(別添1)事務の内容」を参照	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例又は特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律による県税若しくは特別法人事業税の賦課徴収又は県税若しくは特別法人事業税に関する調査(犯則事件の調査を含む。))に関する事務並びに地方税法等の一部を改正する等の法律(平成28年法律第13号)附則第31条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第9条の規定による廃止前の地方法人特別税等に関する暫定措置法による地方法人特別税の賦課徴収又は地方法人特別税に関する調査(犯則事件の調査を含む。))に関する事務を行う。 【主な内容】 (同左) ※詳細は、「(別添1)事務の内容」を参照	事後	時点修正(重要な変更にあたらない)
令和4年10月25日	I . 2. システム1. ②	県税及び地方法人特別税(以下単に「県税」という。)の賦課徴収に関する電算処理を行う。 【主な機能】 (略)	県税、特別法人事業税及び地方法人特別税(以下単に「県税」という。)の賦課徴収に関する電算処理を行う。 【主な機能】 (同左)	事後	時点修正(重要な変更にあたらない)
令和4年10月25日	I . 2. システム4. ②	県に対して従来書面によって行われていた申請及び届出等の受付業務を電子化し、インターネットを通じて手続きを行う。 県税については、不動産取得税の軽減措置の申告の受付を行う。 【主な機能】 (略)	県に対して従来書面によって行われていた申請及び届出等の受付業務を電子化し、インターネットを通じて手続きを行う。 【主な機能】 (同左)	事後	時点修正(重要な変更にあたらない)
令和4年10月25日	I . 5	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。) ・第9条第1項 別表第1の16の項及び89の項 ・第9条第2項 ・第9条第5項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 ・第16条及び第64条 青森県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。) ・第9条第1項 別表第1の24の項及び132の項 ・第9条第2項 ・第9条第5項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 ・第16条及び第72条 青森県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例	事後	時点修正(重要な変更にあたらない)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年10月25日	I. 6. ②	番号法 ・第19条第8号 別表第2の28の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 ・第21条	番号法 ・第19条第8号 別表第2の38の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 ・第21条	事後	時点修正(重要な変更にあたらない)
令和4年10月25日	II. 6. ③	(略) <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者が特定個人情報を消去することはない。 ・ディスク交換やハード更改等の際は、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊又は専用ソフト等を利用して完全に消去する。	<税務事務における措置> (同左) <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者が特定個人情報を消去することはない。 ・ディスク交換やハード更改等の際は、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊により完全に消去する。	事後	時点修正(重要な変更にあたらない)
令和4年10月25日	II. (別添2)特定個人情報ファイル記録項目	14. 自動車税 《課税マスター(米軍の自動車税に係る課税マスターを含む)》 (略) 《申告書ファイル》 軽・普区分コード、登録番号、申告年度、申告年月日、申告順位、取得税課税標準額、取得税当初賦課額、取得税調定額、取得税徴収額、自動車税当初賦課額、自動車税調定額、自動車税徴収額、納税者漢字氏名、カナ氏名、県住所コード、納税者住所、番地、方書、郵便番号、電話番号、証紙不納コード、非免コード、課税者コード、納税義務者変更コード、低公害コード、乗合サイン、申告書提出有無サイン、件数不要コード、事務所コード、所有者コード、初度登録年月、車名、型式、諸元コード、定置場、定員、排気量、形状コード、状態ビット、税率コード、年税額 《分配テーブルファイル及び登録マスター》 (略) 《自動車取得税課税マスター》 (略) 15. 収納 《調定収納マスターファイル》 (略) 《自動車税収納マスター(米軍収納マスター含む)》 (略) 《自動車取得税収納マスター》 (略)	14. 自動車税 《自動車税種別割課税マスター(米軍の自動車税種別割に係る課税マスターを含む)》 (略) 《申告書ファイル》 軽・普区分コード、登録番号、申告年度、申告年月日、申告順位、環境性能割課税標準額、環境性能割当初賦課額、環境性能割調定額、環境性能割徴収額、種別割当初賦課額、種別割調定額、種別割徴収額、納税者漢字氏名、カナ氏名、県住所コード、納税者住所、番地、方書、郵便番号、電話番号、証紙不納コード、非免コード、課税者コード、納税義務者変更コード、低公害コード、乗合サイン、申告書提出有無サイン、件数不要コード、事務所コード、所有者コード、初度登録年月、車名、型式、諸元コード、定置場、定員、排気量、形状コード、状態ビット、税率コード、年税額 《分配テーブルファイル及び登録マスター》 (略) 《自動車税環境性能割課税マスター》 (略) 15. 収納 《調定収納マスターファイル》 (略) 《自動車税種別割収納マスター(米軍収納マスター含む)》 (略) 《自動車税環境性能割収納マスター》 (略)	事後	時点修正(重要な変更にあたらない)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年10月25日	Ⅱ. 2. リスク1: 目的外の入手が行われるリスク. 対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	<税務事務における措置> ・(略) ・本人から個人番号の提供を求める場合 番号法第16条(本人確認の措置)、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令(平成26年政令第155号)(以下「番号法施行令」という。)第12条第1項、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則(以下「番号法施行規則」という。)第1条等の規定に基づき、個人番号カード、通知カード及び運転免許証若しくは旅券等の書類又は住民基本台帳ネットワークによる本人確認を行う。 ・本人の代理人から個人番号の提供を求める場合 番号法第16条、番号法施行令第12条第2項、番号法施行規則第7条等の規定に基づき、本人の代理人の個人番号カード、通知カード、運転免許証又は旅券等の写しによる確認のほか、 (以下、略) ・(略) ・(略) <統合宛名システムにおける措置> (略)	<税務事務における措置> ・(略) ・本人から個人番号の提供を求める場合 番号法第16条(本人確認の措置)、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令(平成26年政令第155号)(以下「番号法施行令」という。)第12条第1項、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則(以下「番号法施行規則」という。)第1条等の規定に基づき、個人番号カード、通知カード(当該通知カードに記載された氏名、住所等が住民票に記載されている事項と一致している場合に限る。) 若しくは住民票の写し又は住民票記載事項証明書(個人番号が記載されたもの)及び運転免許証若しくは旅券等の書類又は住民基本台帳ネットワークによる本人確認を行う。 ・本人の代理人から個人番号の提供を求める場合 番号法第16条、番号法施行令第12条第2項、番号法施行規則第7条等の規定に基づき、本人の代理人の個人番号カード、運転免許証又は旅券等の写しによる確認のほか、(同左) ・(同左) <統合宛名システムにおける措置>	事後	時点修正(重要な変更にあたらない)
令和4年10月25日	Ⅲ. 2. リスク3: 入手した特定個人情報 that 不正確であるリスク. 入手の際の本人確認の措置の内容	<税務事務における措置> ・本人から個人番号の提供を求める場合 番号法第16条、番号法施行令第12条第1項、番号法施行規則第1条等の規定に基づき、個人番号カード、通知カード及び運転免許証若しくは旅券等の書類又は住民基本台帳ネットワークによる本人確認を行う。 ・本人の代理人から個人番号の提供を求める場合 番号法第16条、番号法施行令第12条第2項、番号法施行規則第7条等の規定に基づき、本人の代理人の個人番号カード、通知カード、運転免許証又は旅券等の写しによる確認のほか、 (以下、略) ・(略)	<税務事務における措置> ・本人から個人番号の提供を求める場合 番号法第16条、番号法施行令第12条第1項、番号法施行規則第1条等の規定に基づき、個人番号カード、通知カード(当該通知カードに記載された氏名、住所等が住民票に記載されている事項と一致している場合に限る。)、住民票の写し又は住民票記載事項証明書(個人番号が記載されたもの)及び運転免許証若しくは旅券等の書類又は住民基本台帳ネットワークによる本人確認を行う。 ・本人の代理人から個人番号の提供を求める場合 番号法第16条、番号法施行令第12条第2項、番号法施行規則第7条等の規定に基づき、本人の代理人の個人番号カード、運転免許証又は旅券等の写しによる確認のほか、(同左) ・(同左)	事後	時点修正(重要な変更にあたらない)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年10月25日	Ⅲ. 6. リスク2:安全が保たれない方法によって入手が行われるリスク. リスクに対する措置の内容	<統合宛名システムにおける措置> (略) <中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> 中間サーバーは、特定個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみ実施できるよう設計されるため、安全性が担保されている。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> (略) <中間サーバーの運用における措置> (略)	<統合宛名システムにおける措置> (同左) <中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> 中間サーバーは、特定個人情報保護委員会との協議を経て、内閣総理大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみ実施できるよう設計されるため、安全性が担保されている。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> (同左) <中間サーバーの運用における措置> (同左)	事後	時点修正(重要な変更にあたらない)
令和4年10月25日	Ⅲ. 6. リスク3:入手した特定個人情報 that 不正確であるリスク. リスクに対する措置の内容	<税務事務における措置> (略) <統合宛名システムにおける措置> (略) <中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ・中間サーバーは、特定個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用して、情報提供用個人識別符号により紐付けられた照会対象者に係る特定個人情報を入手するため、正確な照会対象者に係る特定個人情報を入手することが担保されている。	<税務事務における措置> (略) <統合宛名システムにおける措置> (略) <中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ・中間サーバーは、特定個人情報保護委員会との協議を経て、内閣総理大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用して、情報提供用個人識別符号により紐付けられた照会対象者に係る特定個人情報を入手するため、正確な照会対象者に係る特定個人情報を入手することが担保されている。	事後	時点修正(重要な変更にあたらない)
令和4年10月25日	Ⅴ. 1. ①	〒030-8570 青森市長島一丁目1-1 青森県総務部総務学事課情報公開グループ 電話:017-734-9083	〒030-8570 青森市長島一丁目1-1 青森県総務部総務学事課文書・情報公開グループ 電話:017-734-9083	事後	時点修正(重要な変更にあたらない)
令和6年5月21日	Ⅰ. 5	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。) ・第9条第1項 別表第1の24の項及び132の項 ・(以下略)	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。) ・第9条第1項 別表第1の16の項及び99の項 ・(以下略)	事後	時点修正(重要な変更にあたらない)
令和6年5月21日	Ⅰ. 6. ②	番号法 ・第19条第8号 別表第2の38の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 ・第21条	番号法 ・第19条第8号 別表第2の28の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 ・第21条	事後	時点修正(重要な変更にあたらない)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年5月21日	Ⅲ. 4. 情報保護管理体制の確認	・委託先の選定に当たっては、青森県情報セキュリティポリシー等に基づき、情報セキュリティ対策が確保されることを確認し、委託先(再委託先を含む。)には、青森県情報セキュリティポリシー等のうち委託先が守るべき内容の遵守及びその機密事項を説明しなければならないこととされている。 ・委託先との契約に当たっては、青森県個人情報保護条例及び青森県情報セキュリティポリシー等に基づき、個人情報の適正な取扱い及び情報セキュリティ対策に関する事項を明記した契約を締結し、委託先に当該事項の遵守を徹底させるとともに、契約期間中にある場合は、必要に応じて当該事項に係る確認及び措置を行うこととしている。 ・(以下略)	・委託先の選定に当たっては、青森県情報セキュリティポリシー等に基づき、情報セキュリティ対策が確保されることを確認し、委託先(再委託先を含む。)には、青森県情報セキュリティポリシー等のうち委託先が守るべき内容の遵守及びその機密事項を説明しなければならないこととされている。 ・委託先との契約に当たっては、個人情報保護法及び青森県情報セキュリティポリシー等に基づき、個人情報の適正な取扱い及び情報セキュリティ対策に関する事項を明記した契約を締結し、委託先に当該事項の遵守を徹底させるとともに、契約期間中にある場合は、必要に応じて当該事項に係る確認及び措置を行うこととしている。 ・(以下略)	事後	時点修正(重要な変更にあたらない)
令和6年5月21日	Ⅲ. 4. 特定個人情報の提供ルール. 委託先から他者への提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	・委託先は、契約、個人情報保護条例及び青森県情報セキュリティポリシー等に基づき、原則として、第三者への情報の提供が禁じられており、例外的に、県が委託業務について再委託を認めた場合に限り、再委託先への提供が認められている。 ・再委託は、再委託の相手方、範囲、理由、情報セキュリティ対策及び過去の実績等を勘案し、適当と認められる場合のみ承諾する。 ・契約により、委託先は事務に従事している者に対し、当該事務に係る個人情報の保護に関して必要な事項を周知することとされている。 ・ルール遵守の確認方法として、必要に応じて、契約、個人情報保護条例及び青森県情報セキュリティポリシー等の遵守状況について再委託先に実地調査を行い、直接確認することができることとしている。	・委託先は、契約、個人情報保護法及び青森県情報セキュリティポリシー等に基づき、原則として、第三者への情報の提供が禁じられており、例外的に、県が委託業務について再委託を認めた場合に限り、再委託先への提供が認められている。 ・再委託は、再委託の相手方、範囲、理由、情報セキュリティ対策及び過去の実績等を勘案し、適当と認められる場合のみ承諾する。 ・契約により、委託先は事務に従事している者に対し、当該事務に係る個人情報の保護に関して必要な事項を周知することとされている。 ・ルール遵守の確認方法として、必要に応じて、契約、個人情報保護法及び青森県情報セキュリティポリシー等の遵守状況について再委託先に実地調査を行い、直接確認することができることとしている。	事後	時点修正(重要な変更にあたらない)
令和6年5月21日	Ⅲ. 4. 再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保. 具体的な方法	- 次に掲げる要件が満たされている場合に限り、再委託を承諾している。 ・再委託先において、十分な情報セキュリティ対策が講じられていること。 ・再委託先の一切の行為について、委託先が最終責任を負うこと。 ・再委託先に契約、青森県個人情報保護条例及び青森県情報セキュリティポリシー等の遵守を十分に教育、徹底させること。 ・契約、青森県個人情報保護条例及び青森県情報セキュリティポリシー等の遵守状況について、県が再委託先に直接確認できるものとされていること。	- 次に掲げる要件が満たされている場合に限り、再委託を承諾している。 ・再委託先において、十分な情報セキュリティ対策が講じられていること。 ・再委託先の一切の行為について、委託先が最終責任を負うこと。 ・再委託先に契約、個人情報保護法及び青森県情報セキュリティポリシー等の遵守を十分に教育、徹底させること。 ・契約、個人情報保護法及び青森県情報セキュリティポリシー等の遵守状況について、県が再委託先に直接確認できるものとされていること。	事後	時点修正(重要な変更にあたらない)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年5月21日	Ⅲ. 5. リスク2. リスクに対する措置の内容	・所得税申告書等のデータを他の地方公共団体に回送する場合は、番号法等の規定に基づき、特定個人情報の提供を受ける者の名称、特定個人情報の提供の日時及び提供する特定個人情報の項目等を記録して、7年間保存する。 ・所得税申告書等のデータを他の地方公共団体に回送については、専用線を用い、暗号化した上で、決められた情報のみ提供するようにシステムで制御している。	・所得税申告書等のデータを他の地方公共団体に回送する場合は、番号法等の規定に基づき、特定個人情報の提供を受ける者の名称、特定個人情報の提供の日時及び提供する特定個人情報の項目等を記録して、7年間保存する。 ・所得税申告書等のデータを他の地方公共団体に回送する際は、専用線を用い、暗号化した上で、決められた情報のみ提供するようにシステムで制御している。	事後	時点修正(重要な変更にあたらない)
令和6年5月21日	Ⅲ. 6. リスク1. リスクに対する措置の内容	<統合宛名システムにおける措置> (略) <中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> (略) (※1)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。 (※2)番号法別表第2及び第19条第16号に基づき、事務手続ごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。 (※3)中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。	<統合宛名システムにおける措置> (略) <中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> (略) (※1)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。 (※2)番号法別表第2及び第19条第15号に基づき、事務手続ごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。 (※3)中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。	事後	時点修正(重要な変更にあたらない)
令和6年5月21日	Ⅲ. 6. リスク2. リスクに対する措置の内容	<統合宛名システムにおける措置> (略) <中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> 中間サーバーは、特定個人情報保護委員会との協議を経て、内閣総理大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみ実施できるよう設計されるため、安全性が担保されている。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> (略) <中間サーバーの運用における措置> (略)	<統合宛名システムにおける措置> (略) <中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> 中間サーバーは、個人情報保護委員会との協議を経て、内閣総理大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみ実施できるよう設計されるため、安全性が担保されている。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> (略) <中間サーバーの運用における措置> (略)	事後	時点修正(重要な変更にあたらない)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年5月21日	Ⅲ. 6. リスク3. リスクに対する措置の内容	<税務事務における措置> (略) <統合宛名システムにおける措置> (略) <中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ・中間サーバーは、特定個人情報保護委員会との協議を経て、内閣総理大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用して、情報提供用個人識別符号により紐付けられた照会対象者に係る特定個人情報を入手するため、正確な照会対象者に係る特定個人情報を入手することが担保されている。	<税務事務における措置> (略) <統合宛名システムにおける措置> (略) <中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ・中間サーバーは、個人情報保護委員会との協議を経て、内閣総理大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用して、情報提供用個人識別符号により紐付けられた照会対象者に係る特定個人情報を入手するため、正確な照会対象者に係る特定個人情報を入手することが担保されている。	事後	時点修正(重要な変更にあたらない)
令和6年5月21日	Ⅲ. 2. リスク3. 入手の際の本人確認の措置の内容	<税務事務における措置> ・本人から個人番号の提供を求める場合 (略) ・本人の代理人から個人番号の提供を求める場合 番号法第16条、番号法施行令第12条第2項、番号法施行規則第7条等の規定に基づき、本人の代理人の個人番号カード、運転免許証又は旅券等の写しによる確認のほか、本人の代理人が税理士である場合においては、番号法施行規則第9条第2項等の規定に基づき、税務代理権限証書と税理士名簿に記録されている事項等を確認するなどの方法により代理人の身元確認を行うとともに、本人の代理人が法定代理人である場合においては、番号法施行規則第6条第1項第1号等の規定に基づき、戸籍謄本その他その資格を証明する書類、任意代理人である場合においては、番号法施行規則第6条第1項第2項等の規定に基づき、委任状を確認するなどの方法により代理権の確認を行う。	<税務事務における措置> ・本人から個人番号の提供を求める場合 (略) ・本人の代理人から個人番号の提供を求める場合 番号法第16条、番号法施行令第12条第2項、番号法施行規則第7条等の規定に基づき、本人の代理人の個人番号カード、運転免許証又は旅券等の写しによる確認のほか、本人の代理人が税理士である場合においては、番号法施行規則第9条第2項等の規定に基づき、税務代理権限証書と税理士名簿に記録されている事項等を確認するなどの方法により代理人の身元確認を行うとともに、本人の代理人が法定代理人である場合においては、番号法施行規則第6条第1項第1号等の規定に基づき、戸籍謄本その他その資格を証明する書類、任意代理人である場合においては、番号法施行規則第6条第1項第2号等の規定に基づき、委任状を確認するなどの方法により代理権の確認を行う。	事後	時点修正(重要な変更にあたらない)
令和6年5月21日	V. 1. ④	個人情報ファイル名: 税務部門オンラインシステム 公表場所: ①青森県庁東棟1階県政情報センター及び県出先機関窓口 ② http://www.pref.aomori.lg.jp/kensei/jkoukai/kojinroukubo.html	個人情報ファイル名: 税務電算システム 公表場所: ①青森県庁東棟1階総合窓口(総務文書課)及び県出先機関窓口 ② https://www.pref.aomori.lg.jp/kensei/jkoukai/kojinfilebo.html	事後	時点修正(重要な変更にあたらない)
令和6年5月21日	I. 2. システム1②	県税、特別法人事業税及び地方法人特別税(以下単に「県税」という。)の賦課徴収に関する電算処理を行う。 【主な機能】 略	県税、特別法人事業税及び地方法人特別税(以下単に「県税」という。)の賦課徴収に関する電算処理を行う。なお、電子記録媒体を通じ他のシステムと連携しており、直接は接続していない。 【主な機能】 略	事後	適切な表現に修正(重要な変更にあたらない)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年5月21日	I. 2. システム1③	[○]その他(電子記録媒体を通じ他のシステムと連携しており、直接は接続していない。)	[]その他()	事後	適切な表現に修正(重要な変更にあたらない)
令和6年5月21日	I. 2. システム5②	1. 統合宛名情報管理機能 略 2. 中間サーバー連携機能 ・符号取得要求ファイルの作成、基本4情報の送信、情報照会／情報提供、未電算業務中間サーバー連携支援を行う。 3. 住基ネット連携機能 略 4. 真正性確認支援機能 略	1. 統合宛名情報管理機能 略 2. 中間サーバー連携機能 ・符号取得要求ファイルの作成、基本4情報の送信、情報照会／情報提供、非電算業務中間サーバー連携支援を行う。 3. 住基ネット連携機能 略 4. 真正性確認支援機能 略	事後	適切な表現に修正(重要な変更にあたらない)
令和6年5月21日	I. 8.	(空欄)	—	事後	適切な表現に修正(重要な変更にあたらない)
令和6年5月21日	I. (別添1)	国税連携システム→(提供)→地方税ポータルシステム(eLTAX)	国税連携システム→(⑧提供)→地方税ポータルシステム(eLTAX)	事後	適切な表現に修正(重要な変更にあたらない)
令和6年5月21日	I. (別添1)	税務電算システム→滞納管理システム 国税連携システム→(①入手)→税務電算システム 地方税情報システム機構→(入手)→住基NWS→(①入手)→統合宛名システム	◎ 税務電算システム→滞納管理システム 端末1 ◎ 国税連携システム→(①入手) 端末2 →税務電算システム 都道府県→(入手) →住基NWS(地方公共団体情報システム機構) 端末4 →(入手)→住基NWS(青森県) 端末3 →(①入手)→統合宛名システム ◎外部記憶媒体 端末1: 国税連携システム端末 端末2: 税務電算システム端末 端末3: 統合宛名システム端末 端末4: 住民基本台帳ネットワークシステム端末	事後	適切な表現に修正(重要な変更にあたらない)
令和6年5月21日	I. (別添1)	滞納管理システム ※ 電子申請・届出システム ※ 青森県(総務部税務課及び各地域県民局県税部)	滞納管理システム ※1 電子申請・届出システム ※1 青森県(総務部税務課及び各地域県民局県税部) ※2	事後	適切な表現に修正(重要な変更にあたらない)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年5月21日	I.(別添1)	税務電算システム 地方税ポータルシステム(eLTAX) 国税連携システム	税務電算システム ※3 委託1 委託2 地方税ポータルシステム(eLTAX) 委託3 国税連携システム 委託4 委託1:税務電算システム運用管理業務 委託2:税務電算システム改修業務 委託3:地方税ポータルシステム(eLTAX)運営 管理業務 委託4:国税連携システムのLGWAN-ASPサービス提供業務	事後	適切な表現に修正(重要な変更) に当たらない)
令和6年5月21日	I.(別添1)	(記載なし)	現在利用していない部分を区別するため網掛け とした。	事後	適切な表現に修正(重要な変更) に当たらない)
令和6年5月21日	I.(別添1) 備考	① 課税に必要な情報を入手する。 ・略 ② ①により入手した情報に基づき、賦課決定を 行い、納税義務者あて納税通知書等を送付す る。 ③ 納税義務者等が金融機関等に納付又は納 入した県税徴収金を収納する。 ④ 過誤納金が生じた場合は、当該過誤納金を 還付する。 ⑤ 納税義務者等からの納税証明書の交付申 請に基づき、納税証明書を交付する。 ⑥ 納期限までに納付又は納入がない場合は、 督促状等を送付する。 ⑦ ⑥により督促してもなお納付又は納入がない 場合は、滞納整理(滞納処分、換価猶予等)を行 う。 ※ 電子申請・届出システム及び滞納管理シ ステムは特定個人情報を含まない。	① 課税に必要な情報を入手する。 ・略 ② ①により入手した情報に基づき、賦課決定を 行い、納税義務者あて納税通知書等を送付す る。 ③ 納税義務者等が金融機関等に納付又は納 入した県税徴収金を収納する。 ④ 過誤納金が生じた場合は、当該過誤納金を 還付する。 ⑤ 納税義務者等からの納税証明書の交付申 請に基づき、納税証明書を交付する。 ⑥ 納期限までに納付又は納入がない場合は、 督促状等を送付する。 ⑦ ⑥により督促してもなお納付又は納入がない 場合は、滞納整理(滞納処分、換価猶予等)を行 う。 ⑧ 国税連携システムの団体間回送機能を利用 して、地方税ポータルシステム(eLTAX)へ他都 道府県に係る税務情報を転送する。 ※1:電子申請・届出システム及び滞納管理シ ステムは特定個人情報を含まない。 ※2:文書及び媒体の保管・廃棄については、青 森県(総務部税務課及び各地域県民局県税部) において行う。 ※3:県税特定個人情報ファイルは、税務電算シ ステム内にのみ存在する。 ※4:網掛け箇所については、本評価書公表現 在は利用していないが、将来的に利用する可能 性がある。(現在は、納税義務者等から申告書 等により、必要な情報を入手している。)	事後	適切な表現に修正(重要な変更) に当たらない)
令和6年5月21日	II.3.①	[○]その他(地方公共団体システム情報機 構)	[]その他()	事後	適切な表現に修正(重要な変更) に当たらない)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年5月21日	Ⅱ. 3. ③	1. 本人又は本人の代理人 略 2. 評価実施機関内の他部署 略 3. 行政機関・独立行政法人等 略 4. 地方公共団体・地方独立行政法人 国税連携システム等により、地方税関係情報の提供を受けた都度 5. 地方公共団体情報システム機構 住民基本台帳ネットワークシステム等により、 機構保存本人確認情報の提供を受けた都度	1. 本人又は本人の代理人 略 2. 評価実施機関内の他部署 略 3. 行政機関・独立行政法人等 略 4. 地方公共団体・地方独立行政法人 情報提供NWS及び国税連携システム等により、地方税関係情報の提供を受けた都度	事後	適切な表現に修正(重要な変更) に当たらない)
令和6年5月21日	Ⅱ. 3. ④	1. 本人又は本人の代理人 略 2. 評価実施機関内の他部署 略 3. 行政機関・独立行政法人等 略 4. 地方公共団体・地方独立行政法人 都道府県知事は、地方税法の規定により、他の都道府県知事又は市町村長から、通知又は関係書類の閲覧又は記録等により、地方税関係情報の提供を受けることができることとされている。 5. 地方公共団体情報システム機構 個人番号利用事務実施者は、番号法第14条第2項の規定により、機構保存本人確認情報の提供を求めることができることとされている。	1. 本人又は本人の代理人 略 2. 評価実施機関内の他部署 略 3. 行政機関・独立行政法人等 略 4. 地方公共団体・地方独立行政法人 都道府県知事は、地方税法の規定により、他の都道府県知事若しくは市町村長又は情報提供NWSから、通知又は関係書類の閲覧又は記録等により、地方税関係情報の提供を受けることができることとされている。	事後	適切な表現に修正(重要な変更) に当たらない)
令和6年5月21日	Ⅱ. 3. ⑤	・納税義務者等は、地方税法第72条の55等の地方税関係法令等の規定により、税務関係書類を提出しなければならないことが明示されている。 ・地方税法施行規則第2条等の地方税関係法令等で、税務関係書類に個人番号の記載を求める旨を規定することにより、個人番号を入手することが明示されている。 ・番号法の規定により、情報提供ネットワークシステム等から特定個人情報入手することが明示されている。	・納税義務者等は、地方税法第72条の55等の地方税関係法令等の規定により、税務関係書類を提出しなければならないことが明示されている。 ・地方税法施行規則第2条等の地方税関係法令等で、税務関係書類に個人番号の記載を求める旨を規定することにより、個人番号を入手することが明示されている。 ・番号法の規定により、情報提供ネットワークシステム等から特定個人情報入手することが明示されている。 ・税務関係書類に個人番号の記載を求めること並びに税務行政の効率化及び納税者サービスの向上等のため法律・条例で定められた事務にのみ個人番号を利用することについては、青森県庁ホームページに掲載している。	事後	適切な表現に修正(重要な変更) に当たらない)
令和6年5月21日	Ⅱ. 4. 委託事項2⑨	上記委託事項と同じ。	システム改修業務の一部を再委託している。	事後	適切な表現に修正(重要な変更) に当たらない)
令和6年5月21日	Ⅱ. 4. 委託事項3⑧	地方税共同機構の会員団体の職員等により構成された理事会で許諾されている。また、総会においても、全会員団体に報告されることにより許諾している。	地方税共同機構機構処理税務事務管理規程(平成31年4月1日地税機規程第1号)第30条に再委託等に係る措置が規定されている。	事後	時点修正(重要な変更) に当たらない)
令和6年5月21日	Ⅱ. 4. 委託事項3⑨	上記委託事項と同じ。	委託業務のうち、一部を再委託している。	事後	適切な表現に修正(重要な変更) に当たらない)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年5月21日	Ⅱ. 4. 委託事項4⑨	上記委託事項と同じ。	委託業務のうち、一部(データセンター、ASPサービスの一部)を再委託している。	事後	適切な表現に修正(重要な変更にあたらない)
令和6年5月21日	Ⅱ. 6. ③	<税務事務における措置> ・データについては、青森県文書取扱規程、青森県情報セキュリティ基本方針等に基づき、権限ある職員がシステム上の処理又は物理的破壊により消去する。 ・申告書等の紙媒体については、外部業者による裁断溶解処理を職員の立会いの下で行う。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> 略	<税務事務における措置> ・データについては、青森県文書取扱規程、青森県情報セキュリティ基本方針等に基づき、権限ある職員がシステム上の処理又は物理的破壊により消去する。 ・申告書等の紙媒体については、段ボール箱に入れ、中身が見えないように封をしたうえで、外部業者による運搬・裁断溶解処理を職員の立会いの下で行う。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> 略	事後	適切な表現に修正(重要な変更にあたらない)
令和6年5月21日	Ⅱ. 7.	(空欄)	—	事後	適切な表現に修正(重要な変更にあたらない)
令和6年5月21日	Ⅲ. 2. リスク1 対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	<税務事務における措置> 略 ・各システムから入手する情報は、所得税申告書等に記載された住所地により送信先が選別されるため、対象者以外の情報を入手することができない。 ・各システムの利用に当たっては、対象者以外の情報の入手を禁じ、必要に応じて、アクセスログの確認等を行う。 <統合宛名システムにおける措置> 略	<税務事務における措置> 略 ・国税連携システムから入手する情報は、所得税申告書等に記載された住所地により送信先が選別されるため、対象者以外の情報を入手することができない。 ・税務電算システム及び国税連携システムの利用に当たっては、対象者以外の情報の入手を禁じ、必要に応じて、アクセスログの確認等を行う。 <統合宛名システムにおける措置> 略	事後	適切な表現に修正(重要な変更にあたらない)
令和6年5月21日	Ⅲ. 2. リスク1 必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容	<税務事務における措置> 略 ・各システムから入手する情報は、所得税申告書等に記載された所定の情報が送信されるため、県税の賦課徴収事務で必要がない情報を入手することができない。 ・各システムの利用に当たっては、県税の賦課徴収事務で必要がない情報の入手を禁じ、必要に応じて、アクセスログの確認等を行う。 <統合宛名システムにおける措置> 略	<税務事務における措置> 略 ・国税連携システムから入手する情報は、所得税申告書等に記載された所定の情報が送信されるため、県税の賦課徴収事務で必要がない情報の入手を禁じ、必要に応じて、アクセスログの確認等を行う。 <統合宛名システムにおける措置> 略	事後	適切な表現に修正(重要な変更にあたらない)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年5月21日	Ⅲ. 2. リスク2 リスクに対する措置の内容	<税務事務における措置> ・略 ・各システムから入手する情報は、法令等で定められた範囲の情報以外の情報を入手できないよう、システムで制御されている。 ・各システムの利用に当たっては、利用手順等を定め、必要に応じて、アクセスログの確認等を行う。 <統合宛名システムにおける措置> 略	<税務事務における措置> ・略 ・国税連携システムから入手する情報は、法令等で定められた範囲の情報以外の情報を入手できないよう、システムで制御されている。 ・税務電算システム及び国税連携システムの利用に当たっては、利用手順等を定め、必要に応じて、アクセスログの確認等を行う。 <統合宛名システムにおける措置> 略	事後	適切な表現に修正(重要な変更にあたらない)
令和6年5月21日	Ⅲ. 2. リスク3 入手の際の本人確認の措置の内容	<税務事務における措置> 略 ・各システムから情報を入手する場合は、各システムにおける情報の提供元が番号法等の規定に基づき、本人確認を行っている。	<税務事務における措置> 略 ・国税連携システム及び統合宛名システムから情報を入手する場合は、各システムにおける情報の提供元が番号法等の規定に基づき、本人確認を行っている。	事後	適切な表現に修正(重要な変更にあたらない)
令和6年5月21日	Ⅲ. 2. リスク3 特定個人情報の正確性確保の措置の内容	<税務事務における措置> 略 ・各システムから入手する情報は、各システムにおける情報の提供元が正確性を確保している。 <統合宛名システム> 略	<税務事務における措置> 略 ・国税連携システムから入手する情報は、当該システムにおける情報の提供元が正確性を確保している。 <統合宛名システム> 略	事後	適切な表現に修正(重要な変更にあたらない)
令和6年5月21日	Ⅲ. 2. リスク4 リスクに対する措置の内容	<税務事務における措置> 略 ・各システムから情報を入手する場合は、専用線を用いて行う。 ・略 <統合宛名システムにおける措置> 略	<税務事務における措置> 略 ・国税連携システムから情報を入手する場合は、専用線を用いて行う。 ・略 <統合宛名システムにおける措置> 略	事後	適切な表現に修正(重要な変更にあたらない)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年5月21日	Ⅲ. 3. リスク1 事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容	<税務システムにおける措置> ・青森県情報セキュリティ基本方針、青森県情報セキュリティ対策基準及びこれらに基づき整備された情報セキュリティ実施手順並びに個別通達（以下「青森県情報セキュリティポリシー等」という。）に基づき、業務以外の目的で情報資産を利用してはならないこととされている。 ・税務電算システム及び滞納管理システム（以下「税務システム」という。）には、県税の賦課徴収事務で必要がない情報を保有しない。 ・税務システムは、他のシステムとオンラインでの接続はせず、県税の賦課徴収事務で必要がない情報との紐付けは行われない。	<税務電算システム及び滞納管理システムにおける措置> ・青森県情報セキュリティ基本方針、青森県情報セキュリティ対策基準及びこれらに基づき整備された情報セキュリティ実施手順並びに個別通達（以下「青森県情報セキュリティポリシー等」という。）に基づき、業務以外の目的で情報資産を利用してはならないこととされている。 ・税務電算システム及び滞納管理システム（以下「税務システム」という。）には、県税の賦課徴収事務で必要がない情報を保有しない。 ・税務システムは、他のシステムとオンラインでの接続はせず、県税の賦課徴収事務で必要がない情報との紐付けは行われない。 <国税連携システムにおける措置> ・青森県情報セキュリティ基本方針、青森県情報セキュリティ対策基準及びこれらに基づき整備された情報セキュリティ実施手順並びに個別通達（以下「青森県情報セキュリティポリシー等」という。）に基づき、業務以外の目的で情報資産を利用してはならないこととされている。 ・他のシステムとオンラインでの接続はせず、県税の賦課徴収事務で必要がない情報との紐付けは行われない。	事後	適切な表現に修正（重要な変更）に当たらない
令和6年5月21日	Ⅲ. 3. リスク2 ユーザ認証の管理 具体的な管理方法	<税務システムにおける措置> 略 <統合宛名システムにおける措置> 略	<税務システムにおける措置> 略 <国税連携システムにおける措置> ・ユーザIDによる識別とパスワードによる認証を実施しており、また、認証後は認可機能により、そのユーザがシステム上で利用可能な機能を制限している。 <統合宛名システムにおける措置> 略	事後	適切な表現に修正（重要な変更）に当たらない
令和6年5月21日	Ⅲ. 3. リスク2 アクセス権限の発効・失効の管理 具体的な管理方法	<税務システムにおける措置> 略 <統合宛名システムにおける措置> 略	<税務システム及び国税連携システムにおける措置> 略 <統合宛名システムにおける措置> 略	事後	適切な表現に修正（重要な変更）に当たらない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年5月21日	Ⅲ. 3. リスク2 特定個人情報の使用の記録 具体的な方法	<税務システムにおける措置> ・税務電算システムの閲覧状況については、アクセスログを記録し、必要に応じて検査を行うとともに、記録簿により、閲覧年月日、ログイン・ログアウト時間及び利用目的等を複数職員で確認している。 ・滞納管理システムについては、青森県情報セキュリティポリシー等に基づき、システム管理者が運用管理しており、毎日、その使用状況の確認等を行っている。 ・国税連携システムについては、操作ログ及びアクセスログを記録し、必要に応じて確認等を行う。 <統合宛名システムにおける措置> ・統合宛名システムでは、操作者による認証から認証解除を行うまでの間、監査証跡の記録を行っている。 ・監査証跡については7年間保存し、月に1度行政経営課が検査・分析を行い、不正アクセス(操作)がないことを確認している。	<税務システムにおける措置> ・税務電算システムの閲覧状況については、アクセスログを記録し、必要に応じて検査を行うとともに、記録簿により、閲覧年月日、ログイン・ログアウト時間及び利用目的等を複数職員で確認している。 ・滞納管理システムについては、青森県情報セキュリティポリシー等に基づき、システム管理者が運用管理しており、毎日、その使用状況の確認等を行っている。 ・青森県情報セキュリティ対策基準には作業記録の作成や改ざん防止のための措置をとること等が定められており、これらを遵守することとしている。 <国税連携システムにおける措置> ・国税連携システムについては、操作ログ及びアクセスログを記録し、必要に応じて確認等を行う。 <統合宛名システムにおける措置> ・統合宛名システムでは、操作者による認証から認証解除を行うまでの間、監査証跡の記録を行っている。 ・監査証跡については7年間保存し、月に1度行政経営課が検査・分析を行い、不正アクセス(操作)がないことを確認している。	事後	適切な表現に修正(重要な変更)に当たらない)
令和6年5月21日	Ⅲ. 3. リスク3 リスクに対する措置の内容	<税務システムにおける措置> 略 <統合宛名システムにおける措置> 略 <統合宛名システムの運用における措置> 略	<税務システムにおける措置> 略 <国税連携システムにおける措置> ・操作ログ及びアクセスログを記録し、必要に応じて確認等を行う。 <統合宛名システムにおける措置> 略	事後	適切な表現に修正(重要な変更)に当たらない)
令和6年5月21日	Ⅲ. 3. リスク4 リスクに対する措置の内容	<税務システムにおける措置> 略 <統合宛名システムにおける措置> 略	<税務システムにおける措置> 略 <国税連携システムにおける措置> ・職員ごとにアクセス権限が付与されたユーザID及びパスワードによる認証を行い、アクセスログを記録しているほか、専用端末は外部記憶媒体の接続を無効とし、データの複製・持ち出しができないよう設定されている。 <統合宛名システムにおける措置> 略	事後	適切な表現に修正(重要な変更)に当たらない)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年5月21日	Ⅲ. 3. リスク4 特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	・各端末には、ウイルス対策ソフトを備え、システム管理者はウイルス対策ソフトのエンジンやパターンファイルを、常に最新の状態に保つよう、これらの更新を行う。 ・税務電算システムの専用端末には、情報漏えい対策ソフトを導入し、一部機能の使用制限等を行っている。	・税務電算システム端末、国税連携システム端末、住民基本台帳ネットワークシステム端末及び統合宛名システム端末には、ウイルス対策ソフトを備え、システム管理者はウイルス対策ソフトのエンジンやパターンファイルを、常に最新の状態に保つよう、これらの更新を行う。 ・税務電算システムの専用端末には、情報漏えい対策ソフトを導入し、一部機能の使用制限等を行っている。	事後	適切な表現に修正(重要な変更)に当たらない)
令和6年5月21日	Ⅲ. 4. 情報保護管理体制の確認	・委託先の選定に当たっては、青森県情報セキュリティポリシー等に基づき、情報セキュリティ対策が確保されることを確認し、委託先(再委託先を含む。)には、青森県情報セキュリティポリシー等のうち委託先が守るべき内容の遵守及びその機密事項を説明しなければならないこととされている。 ・委託先との契約に当たっては、個人情報保護法及び青森県情報セキュリティポリシー等に基づき、個人情報の適正な取扱い及び情報セキュリティ対策に関する事項を明記した契約を締結し、委託先に当該事項の遵守を徹底させるとともに、契約期間中にあっては、必要に応じて当該事項に係る確認及び措置を行うこととしている。 ・国税連携システムのLGWAN-ASPサービス提供業務は、(以下略)	・委託先の選定に当たっては、青森県情報セキュリティポリシー等に基づき、情報セキュリティ対策が確保されることを確認し、委託先(再委託先を含む。)には、青森県情報セキュリティポリシー等のうち委託先が守るべき内容の遵守及びその機密事項を説明しなければならないこととされている。 ・委託先との契約に当たっては、個人情報保護法及び青森県情報セキュリティポリシー等に基づき、個人情報の適正な取扱い及び情報セキュリティ対策に関する事項を明記した契約を締結し、委託先に当該事項の遵守を徹底させるとともに、契約期間中にあっては、必要に応じて当該事項に係る確認及び措置を行うこととしている。また、契約書には、個人情報の取扱状況について必要に応じて実地により確認を行うことについて明記している。 ・国税連携システムのLGWAN-ASPサービス提供業務は、(以下略)	事後	適切な表現に修正(重要な変更)に当たらない)
令和6年5月21日	Ⅲ. 4. 特定個人情報の提供ルール 委託先から他者への提供に関するルール内容及びルール遵守の確認方法	・委託先は、契約、個人情報保護法及び青森県情報セキュリティポリシー等に基づき、原則として、第三者への情報の提供が禁じられており、例外的に、県が委託業務について再委託を認めた場合に限り、再委託先への提供が認められている。 ・再委託は、再委託の相手方、範囲、理由、情報セキュリティ対策及び過去の実績等を勘案し、適当と認められる場合のみ承諾する。 ・契約により、委託先は事務に従事している者に対し、当該事務に係る個人情報の保護に関して必要な事項を周知することとされている。 ・ルール遵守の確認方法として、必要に応じて、契約、個人情報保護法及び青森県情報セキュリティポリシー等の遵守状況について再委託先に実地調査を行い、直接確認することができることとしている。	・委託先は、契約、個人情報保護法及び青森県情報セキュリティポリシー等に基づき、原則として、第三者への情報の提供が禁じられており、例外的に、県が委託業務について再委託を認めた場合に限り、再委託先への提供が認められている。 ・再委託は、再委託の相手方、範囲、理由、情報セキュリティ対策及び過去の実績等を勘案し、適当と認められる場合のみ承諾する。 ・契約により、委託先は事務に従事している者に対し、当該事務に係る個人情報の保護に関して必要な事項を周知することとされている。 ・ルール遵守の確認方法として、必要に応じて、契約、個人情報保護法及び青森県情報セキュリティポリシー等の遵守状況について再委託先に実地調査を行い、直接確認することができることとしている。個人情報の取扱状況について必要に応じて実地により確認を行うことについては、契約書中に明記している。	事後	適切な表現に修正(重要な変更)に当たらない)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年5月21日	Ⅲ. 4. 委託契約書中の特定個人情報 ファイルの取扱いに関する 規定 規定の内容	・青森県情報セキュリティポリシー等の遵守 ・委託先の責任者、委託内容、作業者、作業場所の特定 ・提供されるサービスレベルの保証 ・従業員に対する教育の実施 ・提供された情報の目的外利用及び委託先以外の者への提供の禁止 ・業務上知り得た情報の守秘義務 ・再委託に関する制限事項の遵守 ・委託業務の終了時の情報資産の返還、廃棄等 ・委託業務の定期報告及び緊急時義務 ・県による事故時等の公表 ・青森県情報セキュリティポリシー等が遵守されなかった場合の規定（損害賠償等）	・青森県情報セキュリティポリシー等の遵守 ・委託先の責任者、委託内容、作業者、作業場所の特定 ・提供されるサービスレベルの保証 ・従業員に対する教育の実施 ・提供された情報の目的外利用及び委託先以外の者への提供の禁止 ・業務上知り得た情報の守秘義務 ・再委託に関する制限事項の遵守 ・委託業務の終了時の情報資産の返還、廃棄等 ・委託業務の定期報告及び緊急時義務 ・県による事故時等の公表 ・青森県情報セキュリティポリシー等が遵守されなかった場合の規定（損害賠償等） ・個人情報の取扱状況に係る調査の実施	事後	適切な表現に修正（重要な変更にあたらない）
令和6年5月21日	Ⅲ. 4. 再委託先による特定個人情報 ファイルの適切な取扱いの確 保 具体的な方法	次に掲げる要件が満たされている場合に限り、再委託を承諾している。 ・再委託先において、十分な情報セキュリティ対策が講じられていること。 ・再委託先の一切の行為について、委託先が最終責任を負うこと。 ・再委託先に契約、個人情報保護法及び青森県情報セキュリティポリシー等の遵守を十分に教育、徹底させること。 ・契約、個人情報保護法及び青森県情報セキュリティポリシー等の遵守状況について、県が再委託先に直接確認できるものとされていること。	次に掲げる要件が満たされている場合に限り、再委託を承諾している。なお、以下の要件については再委託承認書等に明記している。 ・再委託先において、十分な情報セキュリティ対策が講じられていること。 ・再委託先の一切の行為について、委託先が最終責任を負うこと。 ・再委託先に契約、個人情報保護法及び青森県情報セキュリティポリシー等の遵守を十分に教育、徹底させること。 ・契約、個人情報保護法及び青森県情報セキュリティポリシー等の遵守状況について、県が再委託先に直接確認できるものとされていること。	事後	適切な表現に修正（重要な変更にあたらない）
令和6年5月21日	Ⅲ. 5. リスク3 リスクに対する措置の内容	・国税連携システム（eLTAX）において特定個人情報の提供処理を行う場合、システムでは決められた機能以外での提供は行うことはできず、提供先として国税庁及び都道府県以外を設定することはできない仕様となっている。また、地方税ポータルセンタ（eLTAX）と都道府県間は閉域網であるLGWAN、地方税ポータルセンタ（eLTAX）と国税庁間は専用回線を用いており、データを暗号化をしているため情報漏えいや紛失のリスクが軽減されている。 ・略	・国税連携システム（eLTAX）において特定個人情報の提供処理を行う場合、システムでは決められた機能以外での提供は行うことはできず、提供先として国税庁及び都道府県以外を設定することはできない仕様となっている。また、地方税ポータルセンタ（eLTAX）と都道府県間は閉域網であるLGWAN、地方税ポータルセンタ（eLTAX）と国税庁間は専用回線を用いており、データを暗号化しているため情報漏えいや紛失のリスクが軽減されている。 ・略	事後	適切な表現に修正（重要な変更にあたらない）

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年5月21日	Ⅲ. 7. リスク1⑤ 具体的な対策の内容	<税務事務における措置> ・ホストコンピュータ及び周辺機器の設置場所は、施錠管理及び入退室管理されており、防火設備が整っている。 ・ホストコンピュータ及び周辺機器については、耐震措置が行われており、施錠管理を行っている。 ・ホストコンピュータ及び周辺機器の電源については、予備電源を設置しており、非常用発電機も備え付けがある。 ・端末機器については、執務室内の職員以外の者が立ち入ることのできない場所に、システム管理者の管理下で、セキュリティワイヤにより固定するなどの必要な措置を講じている。 ・入手した税務関係書類は、施錠できる書庫や倉庫等で保管している。 <統合宛名システムにおける措置> 略 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> 略	<税務事務における措置> ・ホストコンピュータ及び周辺機器の設置場所は、施錠管理及び入退室管理されており、防火設備が整っている。 ・ホストコンピュータ及び周辺機器の設置場所への入室を希望する者は、情報セキュリティ責任者に対して事前に入室許可申請をすることとなり、電子機器等の持ち込みを希望する場合には、申請書への記載が必要となっている。 ・ホストコンピュータ及び周辺機器については、耐震措置が行われており、施錠管理を行っている。 ・ホストコンピュータ及び周辺機器の電源については、予備電源を設置しており、非常用発電機も備え付けがある。 ・端末機器については、執務室内の職員以外の者が立ち入ることのできない場所に、システム管理者の管理下で、セキュリティワイヤにより固定するなどの必要な措置を講じている。 ・入手した税務関係書類は、施錠できる書庫や倉庫等で保管している。 <統合宛名システムにおける措置> 略 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> 略	事後	適切な表現に修正(重要な変更にあたらない)
令和6年5月21日	Ⅲ. 7. リスク3 消去手順 手順の内容	<税務事務における措置> ・データについては、青森県文書取扱規程、青森県情報セキュリティポリシー等に基づき、権限ある職員がシステム上の処理又は物理的破壊により消去する。 ・申告書等の紙媒体については、外部業者による裁断溶解処理を職員の立会いの下で行う。 <統合宛名システムにおける措置> 略	<税務事務における措置> ・データについては、青森県文書取扱規程、青森県情報セキュリティポリシー等に基づき、権限ある職員がシステム上の処理又は物理的破壊により消去する。 ・申告書等の紙媒体については、段ボール箱に入れ、中身が見えないように封をしたうえで、外部業者による運搬・裁断溶解処理を職員の立会いの下で行う。 <統合宛名システムにおける措置> 略	事後	適切な表現に修正(重要な変更にあたらない)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年5月21日	IV. 2. 従業者に対する教育・啓発 具体的な方法	<税務事務における措置> ・青森県情報セキュリティ基本方針及び青森県情報セキュリティ対策基準に基づき、情報セキュリティ研修(eラーニング等)を実施している。 ・地方税法をはじめとした守秘義務規定の遵守及び適正な税務情報の取扱いの徹底について、通達等の発出や会議での周知等により、機会ある都度指導している。 ・税務新任者については、税務新任者研修及び職場内研修で税務電算システム、個人情報保護等に関する研修を行い、税務新任者以外の職員についても、研修等において、同様の指導を行っている。 ・情報セキュリティ対策、個人情報の取扱い及び公文書管理に関する自己点検の結果を踏まえて、その都度、これらの適切な対応について指導している。 ・違反行為を行った者は、その都度指導の上、違反行為の程度によっては懲戒の対象となりうる。 <統合宛名システムにおける措置> 略 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> 略	<税務事務における措置> ・青森県情報セキュリティ基本方針及び青森県情報セキュリティ対策基準に基づき、情報セキュリティ研修(eラーニング等)を実施している。受講状況は税務課において把握しており、未受講者に対して受講するよう個別に連絡を行っている。 ・地方税法をはじめとした守秘義務規定の遵守及び適正な税務情報の取扱いの徹底について、通達等の発出や会議での周知等により、機会ある都度指導している。 ・税務新任者については、税務新任者研修及び職場内研修で税務電算システム、個人情報保護等に関する研修を行い、税務新任者以外の職員についても、研修等において、同様の指導を行っている。 ・情報セキュリティ対策、個人情報の取扱い及び公文書管理に関する自己点検の結果を踏まえて、その都度、これらの適切な対応について指導している。 ・違反行為を行った者は、その都度指導の上、違反行為の程度によっては懲戒の対象となりうる。 <統合宛名システムにおける措置> 略 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> 略	事後	適切な表現に修正(重要な変更にあたらない)
令和6年5月21日	IV. 3.	<中間サーバー・プラットフォームにおける措置> 中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。	<中間サーバー・プラットフォームにおける措置> 中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。 <特定個人情報等の保護に係る庁内の組織体制> ・「県が保有する特定個人情報等の保護に係る事務取扱要綱」を策定し、総括責任者に副知事を充てている。 ・漏えい事案が発生した際には、「漏えい事案発生初動体制マニュアル」に基づき報告を行うこと	事後	適切な表現に修正(重要な変更にあたらない)
令和6年5月21日	表紙. 特記事項	・青森県(総務部税務課及び各地域県民局県税部)は、県税の適正かつ公平な賦課及び徴収の実現を任務としており、県税の賦課徴収に関する事務を行うに当たって税務電算システムが利用されている。	・青森県(財務部税務課及び各地域県民局県税部)は、県税の適正かつ公平な賦課及び徴収の実現を任務としており、県税の賦課徴収に関する事務を行うに当たって税務電算システムが利用されている。	事後	時点修正(重要な変更にあたらない)
令和6年5月21日	I. 7. ①	青森県総務部税務課	青森県財務部税務課	事後	時点修正(重要な変更にあたらない)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年5月21日	I. (別添1)	青森県(総務部税務課及び各地域県民局県税部) 健康福祉政策課 障害者相談センター 障害福祉課 障害者手帳情報の入手	青森県(財務部税務課及び各地域県民局県税部) 健康医療福祉政策課 障がい者相談センター 障がい福祉課 障がい者手帳情報の入手	事後	時点修正(重要な変更にあたらない)
令和6年5月21日	I. (別添1) 備考	① 課税に必要な情報を入手する。 ・申告書等の收受(青森県電子申請・届出システムによる申告書等の受付を含む。) ・国税連携システムによる所得税申告書等の情報の入手 ・住民基本台帳ネットワークシステムによる4情報の入手 ・情報提供ネットワークシステム(庁内連携を含む。))による所得情報、生活保護情報及び障害者手帳情報の入手 ※2: 文書及び媒体の保管・廃棄については、青森県(総務部税務課及び各地域県民局県税部)において行う。	① 課税に必要な情報を入手する。 ・申告書等の收受(青森県電子申請・届出システムによる申告書等の受付を含む。) ・国税連携システムによる所得税申告書等の情報の入手 ・住民基本台帳ネットワークシステムによる4情報の入手 ・情報提供ネットワークシステム(庁内連携を含む。))による所得情報、生活保護情報及び障がい者手帳情報の入手 ※2: 文書及び媒体の保管・廃棄については、青森県(財務部税務課及び各地域県民局県税部)において行う。	事後	時点修正(重要な変更にあたらない)
令和6年5月21日	II. 2. ④. その妥当性	・障害者福祉関係情報: 障害者に係る県税の軽減措置を適用するために保有	・障害者福祉関係情報: 障がい者に係る県税の軽減措置を適用するために保有	事後	時点修正(重要な変更にあたらない)
令和6年5月21日	II. 2. ⑥	青森県総務部税務課	青森県財務部税務課	事後	時点修正(重要な変更にあたらない)
令和6年5月21日	II. 3. ①	[○] 評価実施機関内の他部署 (総務部行政経営課及び市町村課、健康福祉部健康福祉政策課及び障害福祉課、障害者相談センター)	[○] 評価実施機関内の他部署 (総務部行政経営課、財務部市町村課、健康医療福祉部健康医療福祉政策課及び障がい福祉課、障がい者相談センター)	事後	時点修正(重要な変更にあたらない)
令和6年5月21日	II. 3. ⑦. 使用部署	青森県総務部税務課、各地域県民局県税部	青森県財務部税務課、各地域県民局県税部	事後	時点修正(重要な変更にあたらない)
令和6年5月21日	V. 1. ①	〒030-8570 青森市長島一丁目1-1 青森県総務部総務学事課文書・情報公開グループ 電話: 017-734-9083	〒030-8570 青森市長島一丁目1-1 青森県総務部総務文書課文書・情報公開グループ 電話: 017-734-9083	事後	時点修正(重要な変更にあたらない)
令和6年5月21日	V. 1. ②	指定様式による書面の提出により、開示・訂正・利用訂正請求を受け付ける。	指定様式による書面の提出により、開示・訂正・利用停止請求を受け付ける。	事後	適切な表現に訂正(重要な変更にあたらない)
令和6年5月21日	V. 2. ①	青森県総務部税務課 〒030-8570 青森県青森市長島一丁目1-1 電話: 017-734-9064	青森県財務部税務課 〒030-8570 青森県青森市長島一丁目1-1 電話: 017-734-9064	事後	時点修正(重要な変更にあたらない)
令和6年5月21日	VI. 1. ①	平成30年11月15日	(空欄)	事後	時点修正(重要な変更にあたらない)
令和6年5月21日	VI. 2. ②	平成30年11月22日から12月21日	令和6年1月26日から2月24日	事後	時点修正(重要な変更にあたらない)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年5月21日	Ⅵ. 3. ①	平成31年1月18日	令和6年3月27日	事後	時点修正(重要な変更にあたらない)
令和7年1月27日	I. 3	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。) ・第9条第1項 別表第1の16の項及び99の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 ・第16条及び第72条 (以下略)	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。) ・第9条第1項 別表24の項及び133の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令 ・第16条及び第72条 (以下略)	事後	時点修正(重要な変更にあたらない)
令和7年1月27日	I. 4. ②	番号法 ・第19条第8号 別表第2の28の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 ・第21条	番号法第19条第8号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 ・第2条の表49の項 ・第51条	事後	時点修正(重要な変更にあたらない)
	表紙. 特記事項	・青森県(財務部税務課及び各地域県民局県税部)は、県税の適正かつ公平な賦課及び徴収の実現を任務としており、県税の賦課徴収に関する事務を行うに当たって税務電算システムが利用されている。	・青森県(財務部税務課及び各県税事務所)は、県税の適正かつ公平な賦課及び徴収の実現を任務としており、県税の賦課徴収に関する事務を行うに当たって税務電算システムが利用されている。	事後	時点修正(重要な変更にあたらない)
	I. 2. システム1. ② ・税務電算システム	県税、特別法人事業税及び地方法人特別税(以下単に「県税」という。)の賦課徴収に関する電算処理を行う。なお、電子記録媒体を通じ他のシステムと連携しており、直接は接続していない。 【主な機能】 1. ～5. (略)	県税、特別法人事業税及び地方法人特別税(以下単に「県税」という。)の賦課徴収に関する電算処理を行うほか、県税徴収金の滞納管理を行う。なお、電子記録媒体を通じ他のシステムと連携しており、直接は接続していない。 【主な機能】 (同左) 6. 分析機能:滞納整理情報の集計、集計表等の作成等	事前	時点修正(重要な変更にあたらない)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	I. 2. システム2 ・滞納管理システム	①システムの名称 滞納管理システム ②システムの機能 県税徴収金の滞納管理を行う。 【主な機能】 1. 滞納管理機能:滞納整理情報の入力・出力・ 検索、催告書等の作成等 2. 分析機能:滞納整理情報の集計、集計表等 の作成等 ③ほかのシステムとの接続 接続なし	(削除)	事前	時点修正(重要な変更にあたらない)
	I. 2. システム3 ～システム7	—	(システム2～6へ、それぞれ繰り上げ)	事前	上記の修正に伴う記載の整理
	I. (別添1)事務の内容	◎ 税務電算システム → 滞納管理システム 委託1 委託2	税務電算システム 委託1	事前	時点修正(重要な変更にあたらない)
	I. (別添1)事務の内容	地方税 ポータルシステム(eLTAX) 委託3	地方税 ポータルシステム(eLTAX) 委託2	事前	時点修正(重要な変更にあたらない)
	I. (別添1)事務の内容	国税連携システム 委託4	国税連携システム 委託3	事前	時点修正(重要な変更にあたらない)
	I. (別添1)事務の内容	委託1:税務電算システム運用管理業務 委託2:税務電算システム改修業務 委託3:地方税ポータルシステム(eLTAX)運営管 理業務 委託4:国税連携システムのLGWAN-ASPサービ ス提供業務	委託1:税務電算システム運用管理業務 委託2:地方税ポータルシステム(eLTAX)運営管 理業務 委託3:国税連携システムのLGWAN-ASPサービ ス提供業務	事前	時点修正(重要な変更にあたらない)
	I. (別添1)事務の内容	青森県(財務部税務課及び各地域県民局県税 部)	青森県(財務部税務課及び各県税事務所)	事後	時点修正(重要な変更にあたらない)
	I. (別添1)備考	①～⑧ (略) ※1:電子申請・届出システム及び滞納管理シ ステムは特定個人情報を含まない。 (以下略)	①～⑧ (同左) ※1:電子申請・届出システムは特定個人情報を含 まない。	事前	時点修正(重要な変更にあたらない)
	I. (別添1)備考	①～⑧ (略) ※1: (略) ※2:文書及び媒体の保管・廃棄については、青 森県(財務部税務課及び各地域県民局県税部) において行う。 (以下略)	①～⑧ (同左) ※1: (同左) ※2:文書及び媒体の保管・廃棄については、青 森県(財務部税務課及び各県税事務所)におい て行う。 (以下略)	事後	時点修正(重要な変更にあたらない)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	Ⅱ．３．⑦	青森県財務部税務課、各地域県民局県税部	青森県財務部税務課、各県税事務所	事後	時点修正（重要な変更に当たらない）
	Ⅱ．４　委託の有無	[委託する] ４件	[委託する] ３件	事前	重要な変更
	Ⅱ．４．委託事項１④	[○] 紙 [] その他（ ）	[] 紙 [○] その他（総合行政ネットワーク(LGWAN)）	事前	時点修正（重要な変更に当たらない）
	Ⅱ．４．委託事項１⑥	株式会社青森電子計算センター	株式会社NTTデータ	事前	時点修正（重要な変更に当たらない）
	Ⅱ．４．委託事項１⑦	再委託しない	再委託する	事前	重要な変更
	Ⅱ．４．委託事項１⑧	—	再委託に関する申請書等を提出させ、再委託の相手方、範囲、理由、情報セキュリティ対策及び過去の実績等を勘案し、適当と認められる場合は、書面により許諾している。	事前	時点修正（重要な変更に当たらない）
	Ⅱ．４．委託事項１⑨	—	委託業務のうち、一部を再委託している。	事前	時点修正（重要な変更に当たらない）
	Ⅱ．４．委託事項２ 税務電算システム改修業務	(略)	(削除)	事前	時点修正（重要な変更に当たらない）
	Ⅱ．４．委託事項３、４	—	(委託事項２、３へ、それぞれ繰り上げ)	事前	上記の変更に伴う記載の整理
	Ⅱ．４．委託事項２④ 地方税ポータルシステム (eLTAX)運営管理業務	[○] 専用線 (略) [] その他（ ）	[] 専用線 (略) [○] その他（総合行政ネットワーク(LGWAN)）	事前	記載の整理（重要な変更に当たらない）
	Ⅱ．４．委託事項３④ 国税連携システムのLGWAN-ASPサービス提供業務	[○] 専用線 (略) [] その他（ ）	[] 専用線 (略) [○] その他（総合行政ネットワーク(LGWAN)）	事前	記載の整理（重要な変更に当たらない）
	Ⅱ．５．⑥ 国税連携システムのLGWAN-ASPサービス提供業務	[○] 専用線 (略) [] その他（ ）	[] 専用線 (略) [○] その他（総合行政ネットワーク(LGWAN)）	事前	記載の整理（重要な変更に当たらない）

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	Ⅱ. 6. ①	<税務事務における措置> ・ICカード(国税連携システムのLGWAN-ASPサービス提供事業者所有のデータセンターにおいては生体認証)による入退室の管理が行われ、特定の者のみが入室できる室内に設置したサーバ内で保管している。 ・各地域県民局県税部の執務室内で、職員以外の者が立ち入ることのできない場所に、システム管理者の管理下で、セキュリティワイヤにより固定するなどの必要な措置を講じたパソコンを使用し、税務電算システム内に保管している。 ・(略) <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> (略)	<税務事務における措置> ・データセンターは国内にあり、委託業者により24時間365日有人監視・監視カメラでの監視を実施している。 ・県税クラウドサービスにアクセスできる環境への入室は、IDカード、指紋認証による多要素認証にて入室を制限し、入退室はすべて記録している。 ・データセンター内のすべての機器はラックに搭載され、ラックは常時施錠している。 ・サーバー室等への入退室をする際は、データの漏えい防止のため、電子記録媒体や携帯電話等の不要な機器の持ち込みは禁止している。 ・バックアップデータは、バックアップセンターにて当該システムの担当者のみアクセスできるサーバーに保管しており、データセンターと同等のセキュリティである。 ・各県税事務所の執務室内で、職員以外の者が立ち入ることのできない場所に、システム管理者の管理下で、セキュリティワイヤにより固定するなどの必要な措置を講じたパソコンを使用し、税務電算システム内に保管している。 ・(同左) <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> (同左)	事前	重要な変更
	Ⅱ. 6. ② 期間	[20年以上]	[10年以上20年未満]	事前	時点修正(重要な変更にあたらない)
	Ⅱ. 6. ② その妥当性	<税務事務における措置> (略) 【留意事項】 適当な選択肢がないため、想定される最長期間として「20年以上」を選択している。 <統合宛名システムにおける措置> (略)	<税務事務における措置> (略) <統合宛名システムにおける措置> (略)	事前	時点修正(重要な変更にあたらない)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	Ⅱ. 6. ③	<税務事務における措置> ・データについては、青森県文書取扱規程、青森県情報セキュリティ基本方針等に基づき、権限ある職員がシステム上の処理又は物理的破壊により消去する。 ・(略) <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> (略)	<税務事務における措置> ・保存期間を経過しかつ完納分の特定個人情報については、システムで条件設定し定期的(年度毎)に消去する。電子記録媒体については、青森県文書取扱規程、青森県情報セキュリティ基本方針等に基づき、権限ある職員が物理的破壊により消去する。 ・(略) <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> (略)	事前	時点修正(重要な変更にあたらない)
	Ⅱ. (別添2)特定個人情報ファイル記録項目	(略)	(LGWAN-ASPサービスの税務電算システムに関する内容に修正)	事前	時点修正(重要な変更にあたらない)
	Ⅲ. 2. リスク4. リスクに対する措置の内容	<税務事務における措置> ・税務関係書類は、納税義務者等から直接受け取ることを原則とし、郵送の場合は、誤配送を防止するため、所管する県税部名および所在地を明記して、当該所在地あて送付するよう案内している。 ・入手した税務関係書類は、施錠できる書庫や倉庫等で保管している。 ・国税連携システムから情報を入手する場合は、専用線を用いて行う。 ・(以下略)	<税務事務における措置> ・税務関係書類は、納税義務者等から直接受け取ることを原則とし、郵送の場合は、誤配送を防止するため、所管する県税事務所名および所在地を明記して、当該所在地あて送付するよう案内している。 ・入手した税務関係書類は、施錠できる書庫や倉庫等で保管している。 ・国税連携システムから情報を入手する場合は、総合行政ネットワーク(LGWAN)を用いて行う。 ・(以下略)	事後	時点修正(重要な変更にあたらない)
	Ⅲ. 3. リスク1. 事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容	<税務電算システム及び滞納管理システムにおける措置> ・(略) ・税務電算システム及び滞納管理システム(以下「税務システム」という。)には、県税の賦課徴収事務で必要がない情報を保有しない。 ・(以下略)	<税務電算システムにおける措置> ・(略) ・税務電算システムには、県税の賦課徴収事務で必要がない情報を保有しない。 ・(以下略)	事前	上記の変更に伴う記載の整理
	Ⅲ. 3. リスク2. ユーザ認証の管理 具体的な管理方法	<税務システムにおける措置> ・税務システムの利用は、執務室内に設置された特定の端末を用いて行い、その利用に当たっては、利用できる税務職員を特定し、当該税務職員ごとにユーザIDを割り当て、ユーザID及びパスワードによる認証を行う。 ・税務電算システムの閲覧状況については、アクセスログを記録し、必要に応じて検査を行うとともに、記録簿により、閲覧年月日、ログイン・ログアウト時間及び利用目的等を複数職員で確認している。 ・(以下略)	<税務システムにおける措置> ・税務システムの利用は、執務室内に設置された特定の端末を用いて行い、その利用に当たっては、利用できる税務職員を特定し、ICカード認証及び顔認証によりアクセス制限を行う。 ・税務システムへのアクセスにあたっては、税務職員ごとに割り当てられたユーザーID、パスワードによるログイン認証及び端末にクライアント証明書をインストールすることによりアクセス制御を行う。 ・税務電算システムの閲覧状況については、アクセスログを記録し、必要に応じて確認等を行う。 ・(以下略)	事前	上記の変更に伴う記載の整理

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	Ⅲ. 3. リスク2. 特定個人情報の使用の記録 具体的な方法	<税務システムにおける措置> ・税務電算システムの閲覧状況については、アクセスログを記録し、必要に応じて検査を行うとともに、記録簿により、閲覧年月日、ログイン・ログアウト時間及び利用目的等を複数職員で確認している。 ・滞納管理システムについては、青森県情報セキュリティポリシー等に基づき、システム管理者が運用管理しており、毎日、その使用状況の確認等を行っている。 <国税連携システムにおける措置> ・国税連携システムについては、操作ログ及びアクセスログを記録し、必要に応じて確認等を行う。 (以下略)	<税務システムにおける措置> ・税務電算システムの閲覧状況については、アクセスログを記録し、7年間保存する。 ・(削除) <国税連携システムにおける措置> ・国税連携システムについては、操作ログ及びアクセスログを記録し、7年間保存する。 (以下略)	事前	上記の変更に伴う記載の整理
	Ⅲ. 3. リスク3. リスクに対する措置の内容	<税務システムにおける措置> ・(略) ・(略) ・滞納管理システムについては、青森県情報セキュリティポリシー等に基づき、システム管理者が運用管理しており、毎日、その使用状況の確認等を行っている。 ・(以下略)	<税務システムにおける措置> ・(略) ・(略) ・(削除) ・(以下略)	事前	上記の変更に伴う記載の整理
	Ⅲ. 3. リスク4. リスクに対する措置の内容	<税務システムにおける措置> ・(略) ・税務電算システムについては、職員ごとにアクセス権限が付与されたユーザID及びパスワードによる認証を行い、アクセスログを記録しているほか、専用端末は外部記憶媒体の接続を無効とし、データの複製・持出しができないよう設定されている。 ・滞納管理システムについては、職員ごとにアクセス権限が付与されたユーザID及びパスワードによる認証を行い、アクセスログを記録しているほか、専用端末は外部記憶媒体の接続を無効とし、データの複製・持出しができないよう設定されている。 ・(以下略)	<税務システムにおける措置> ・(略) ・税務電算システムについては、職員ごとにアクセス権限が付与されたユーザID及びパスワードによる認証を行い、アクセスログを記録しているほか、専用端末に接続する外部記憶媒体は、個々に登録し、情報セキュリティ責任者が管理している。なお、この登録をしていない外部記録媒体については、税務システムに接続しても認識されないよう制御している。 ・(削除) ・(以下略)	事前	上記の変更に伴う記載の整理
	Ⅲ. 5. リスク1. 具体的な方法	・(略) ・所得税申告書等のデータを他の地方公共団体に回送する際は、専用線を用い、暗号化した上で、決められた情報のみを提供するようにシステムで制御している。	・(略) ・所得税申告書等のデータを他の地方公共団体に回送する際は、総合行政ネットワーク(LGWAN)を用い、暗号化した上で、決められた情報のみを提供するようにシステムで制御している。	事前	時点修正(重要な変更に当たらない)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	Ⅲ. 5. リスク2. リスクに対する措置の内容	・(略) ・所得税申告書等のデータを他の地方公共団体に回送する際は、専用線を用い、暗号化した上で、決められた情報のみを提供するようにシステムで制御している。	・(略) ・所得税申告書等のデータを他の地方公共団体に回送する際は、総合行政ネットワーク(LGWAN)を用い、暗号化した上で、決められた情報のみを提供するようにシステムで制御している。	事前	時点修正(重要な変更に当たらない)
	Ⅲ. 7. リスク1. ⑤. 具体的な対策の内容	＜税務事務における措置＞ ・ホストコンピュータ及び周辺機器の設置場所は、施錠管理及び入退室管理されており、防火設備が整っている。 ・ホストコンピュータ及び周辺機器の設置場所への入室を希望する者は、情報セキュリティ責任者に対して事前に入室許可申請をすることとなり、電子機器等の持ち込みを希望する場合には、申請書への記載が必要となっている。 ・ホストコンピュータ及び周辺機器については、耐震措置が行われており、施錠管理を行っている。 ・ホストコンピュータ及び周辺機器の電源については、予備電源を設置しており、非常用発電機も備え付けがある。 ・端末機器については、執務室内の職員以外の者が立ち入ることのできない場所に、システム管理者の管理下で、セキュリティワイヤにより固定するなどの必要な措置を講じている。 ・入手した税務関係書類は、施錠できる書庫や倉庫等で保管している。 (以下略)	＜税務事務における措置＞ ・サーバ及び周辺機器を設置しているマシン室は、施錠管理、ICカードと暗証番号による入退室管理をしている。 ・マシン室には、監視カメラが設置されており、サーバを格納しているラックも施錠管理している。また、マシン室は、免震構造になっており、サーバを格納しているラックも耐震措置を施している。 ・サーバ及び周辺機器には予備電源を設置している。 ・入手した税務関係書類は、施錠できる書庫や倉庫等で保管している。 (以下略)	事前	時点修正(重要な変更に当たらない)
	Ⅲ. 7. リスク1. ⑥. 具体的な対策の内容	＜税務事務における措置＞ ・各システムは、青森県情報セキュリティポリシー等に基づき、情報セキュリティ対策が講じられており、その利用に当たっては、職員ごとに割り当てられたユーザIDへのアクセス権限の付与及び当該ユーザID及びパスワードによる認証を行っている。 ・税務電算システムについては、専用端末からのみ利用することができ、当該専用端末は外部記憶媒体の接続を無効とし、データの複製・持出しができないよう設定されている。 (以下略)	＜税務事務における措置＞ ・各システムは、青森県情報セキュリティポリシー等に基づき、情報セキュリティ対策が講じられており、その利用に当たっては、職員ごとに割り当てられたユーザIDへのアクセス権限の付与及び当該ユーザID及びパスワードによる認証を行っている。 ・税務電算システムについては、専用端末からのみ利用することができ、専用端末に接続する外部記憶媒体は、個々に登録し、情報セキュリティ責任者が管理している。なお、この登録をしていない外部記録媒体については、税務システムに接続しても認識されないよう制御している。 (以下略)	事前	時点修正(重要な変更に当たらない)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	Ⅲ. 7. リスク3. 消去手順. 手順の内容	＜税務事務における措置＞ ・データについては、青森県文書取扱規程、青森県情報セキュリティポリシー等に基づき、権限ある職員がシステム上の処理又は物理的破壊により消去する。 (以下略)	＜税務事務における措置＞ ・保存期間を経過しかつ完納分の特定個人情報については、システムで条件設定し定期的(年度毎)に消去する。電子記録媒体については、青森県文書取扱規程、青森県情報セキュリティポリシー等に基づき、権限ある職員が物理的破壊により消去する。 (以下略)	事前	時点修正(重要な変更に当たらない)